

# 令和8年3月定例会 資料

長浜市教育委員会

# 令和8年3月長浜市教育委員会定例会【議事日程】

令和8年3月26日(木) 午後2時30分～

長浜市役所5階 教育委員会

## 1. 開 会

## 2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認  
2月定例会、3月臨時会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第4号 令和8年度長浜市教育行政方針の策定について

議案第5号 長浜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

議案第6号 長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

議案第7号 長浜市公立学校職員の職務及び服務に関する規程の一部を改正する訓令について

議案第8号 長浜市立学校事務共同実施組織運営要綱の一部改正について

議案第9号 長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について

議案第10号 長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱の一部改正について

議案第11号 長浜市児童生徒遠距離通学扶助費支給要綱の一部改正について

議案第12号 長浜市就学前特別支援検討委員会規則の一部を改正する規則について

議案第13号 長浜市通園バス運行管理規則の一部を改正する規則について

議案第14号 長浜市通園バス利用要綱の一部改正について

議案第15号 長浜市社会教育委員の委嘱について

議案第16号 長浜市図書館協議会委員の委嘱について

議案第17号 教育委員会の所属職員の任免について

日程第5 協議・報告事項

協議・報告(1) 第4期長浜市教育振興基本計画策定に伴うパブリックコメント  
実施結果の修正について

協議・報告(2) 令和8年3月定例会月議会一般質問答弁要旨について

日程第6 その他

## 3. 閉 会

令和8年4月教育委員会定例会 令和8年4月22日(水) 午後2時30分

令和8年度長浜市教育行政方針の策定について

令和8年度長浜市教育行政方針を別紙のとおり定めることについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

## 条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育総務課

議案番号：第5号

件 名：長浜市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

### 第1 提出理由

教育委員会事務局内の業務運営をより円滑に行うため、課及び係の分掌事務について見直しを行うもの。

### 第2 要点

主な改正内容

- ・ 園における特別支援教育に関すること。  
（ 現行 ） 教育指導課  
（ 改正案 ） 幼児課
- ・ 文言整理等所要の改正

### 第3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

長浜市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

長浜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように制定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

長浜市教育委員会事務局組織規則（平成18年長浜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「

教育改革推進課	教育改革推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育課題の重点化並びに教育改革の企画及び総合調整に関すること。</li> <li>(2) 学校適正配置及び小中一貫教育に関すること。</li> <li>(3) 「長浜子どものちかい」及び「長浜子育て憲章」の推進に関すること。</li> </ul>
	学校ICT活用推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校のICT環境の整備に関すること。</li> <li>(2) 学校のICT活用の推進に関すること。</li> <li>(3) 校務の情報化に関すること。</li> </ul>
教育指導課	学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校の管理運営、学級編成に関すること及び組織編成に関すること。</li> <li>(2) 教育課程、教科内容及び教材の取扱いに関すること。</li> <li>(3) 学習指導（保健体育を除く。）、生徒指導及び進路指導に関すること。</li> <li>(4) 教科用図書採択及び指導書に関すること。</li> <li>(5) 学校教育資料の調査、整理及び出版に関すること。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 児童及び生徒の就学に関する事。</li> <li>(7) 学校における人権教育に関する事。</li> <li>(8) 国際理解及び小学校英語教育に関する事。</li> <li>(9) 情報教育に関する事。</li> <li>(10) 学校の校外学習及び体験学習に関する事。</li> <li>(11) その他学校の運営及び教育活動に関する事。</li> <li>(12) P T A連絡協議会に関する事。</li> <li>(13) 教育センターに関する事。</li> </ul>
	子ども・学校支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生徒指導全般に関する事。</li> <li>(2) 学びの多様化学校に関する事。</li> <li>(3) 青少年センターに関する事。</li> </ul>
	学務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教科用図書の無償給与に関する事。</li> <li>(2) 児童及び生徒の就学に係る変更、区域外就学等に関する事。</li> <li>(3) 通学区域の設定及び変更に関する事。</li> <li>(4) 学齢簿に関する事。</li> <li>(5) 就学援助に関する事。</li> <li>(6) 通学バス及び教育バスの運行管理に関する事。</li> </ul>
	健康教育係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校の保健、安全及び環境衛生に係る指導助言、援助及び関係機関に関する事。</li> <li>(2) 学校体育に係る指導助言、援助及び関係機関に関する事。</li> <li>(3) 学校教職員並びに児童及び生徒の健康管理及び安全指導に関する事。</li> <li>(4) 児童、生徒及び幼稚園児の災害共済給付事務に関する事。</li> <li>(5) 学校及び園医の委嘱に関する事。</li> </ul>
	教職員人事係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校教職員の定数、任免その他人事に関する事。</li> <li>(2) 学校教職員のサービスの監督及び研修に関する事。</li> <li>(3) 学校教職員の福利厚生に関する事。</li> <li>(4) 学校教職員の組織する職員団体に関する事。</li> <li>(5) 学校教員（退職者を含む。）の叙勲及び表彰に関する事。</li> </ul>

	特別支援教育推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 園における特別支援教育に関する事。</li> <li>(2) 学校における特別支援教育に関する事。</li> </ul>
--	-----------	---

」を「

教育改革推進課	教育改革推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育課題の重点化並びに教育改革の企画及び総合調整に関する事。</li> <li>(2) 学校の設置等に関する事。</li> <li>(3) 学校適正配置及び小中一貫教育に関する事。</li> <li>(4) 「長浜子どものちかい」及び「長浜子育て憲章」の推進に関する事。</li> </ul>
	学校ICT活用推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校のICT環境の整備に関する事。</li> <li>(2) 学校のICT活用の推進に関する事。</li> <li>(3) 校務の情報化に関する事。</li> </ul>
教育指導課	学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校の管理運営、学級編成に関する事及び組織編成に関する事。</li> <li>(2) 教育課程、教科内容及び教材の取扱いに関する事。</li> <li>(3) 学習指導（保健体育を除く。）に関する事。</li> <li>(4) 教科用図書採択及び指導書に関する事。</li> <li>(5) 学校教育資料の調査、整理及び出版に関する事。</li> <li>(6) 児童及び生徒の就学に関する事。</li> <li>(7) 国際理解及び小学校英語教育に関する事。</li> <li>(8) 情報教育に関する事。</li> <li>(9) 学校の校外学習及び体験学習に関する事。</li> <li>(10) その他学校の運営及び教育活動に関する事。</li> <li>(11) PTA連絡協議会に関する事。</li> <li>(12) 教科用図書の無償給与に関する事。</li> <li>(13) 教育センターに関する事。</li> </ul>
	子ども・学校支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生徒指導全般に関する事。</li> <li>(2) 進路指導に関する事。</li> <li>(3) 学校における人権教育に関する事。</li> <li>(4) 学びの多様化学校に関する事。</li> <li>(5) 青少年センターに関する事。</li> </ul>

	学務係	(1) 児童及び生徒の就学に係る変更、区域外就学等に関する事。 (2) 通学区域の設定及び変更に関する事。 (3) 学齢簿に関する事。 (4) 就学援助に関する事。 (5) 通学バス及び教育バスの運行管理に関する事。
	健康教育係	(1) 学校の保健、安全及び環境衛生に係る指導助言、援助及び関係機関に関する事。 (2) 学校体育に係る指導助言、援助及び関係機関に関する事。 (3) 学校教職員並びに児童及び生徒の健康管理及び安全指導に関する事。 (4) 児童、生徒及び幼稚園児の災害共済給付事務に関する事。 (5) 学校及び園医の委嘱に関する事。
	教職員人事係	(1) 学校教職員の定数、任免その他人事に関する事。 (2) 学校教職員のサービスの監督及び研修に関する事。 (3) 学校教職員の福利厚生に関する事。 (4) 学校教職員の組織する職員団体に関する事。 (5) 学校教員（退職者を含む。）の叙勲及び表彰に関する事。
	特別支援教育推進係	(1) 学校における特別支援教育に関する事。

」に、「

学校給食課	学校給食係	(1) 学校給食に関する事。 (2) 学校の食育に関する事。 (3) 学校給食センターの通常の管理・運営に関する事。
幼児課	総務係	(1) 就学前教育・保育の総合的な企画、調整及び推進並びに指導に関する事。 (2) 園への就園（区域外就園等を含む。）及び入所に関する事。 (3) 通園区域の設定及び変更に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 保育料等の徴収及び減免に関する事。</li> <li>(5) 子ども・子育て支援事業に関する事。</li> </ul>
	管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 園の設置等に関する事。</li> <li>(2) 通園バスの運行管理に関する事。</li> <li>(3) 園の給食に関する事。</li> <li>(4) 保育所及び認定こども園乳幼児の災害共済給付事務に関する事。</li> <li>(5) 園の教材、教具及び図書を整備に関する事。</li> <li>(6) 園の事務及び予算執行に関する事。</li> <li>(7) 私立の園及び認可外保育施設等に関する事。</li> <li>(8) 所管する社会福祉法人の指導監査に関する事。</li> </ul>
	保育推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 就学前教育・保育の総合的な企画、調整及び推進並びに指導に関する事。</li> <li>(2) 園教職員の定数、任免その他人事に関する事。</li> <li>(3) 園教職員のサービスの監督及び研修に関する事。</li> <li>(4) 園の管理運営、学級編成に関する事及び組織編成に関する事。</li> <li>(5) 園の教育・保育課程及び教育活動・保育内容に関する事。</li> <li>(6) 支援ルームに関する事。</li> <li>(7) 園における人権教育及び道徳教育に関する事。</li> <li>(8) 園における生活指導及び家庭支援に関する事。</li> <li>(9) 園児の食育、健康管理、検診及び安全指導に関する事。</li> </ul>

」を「

学校給食課	学校給食係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校給食に関する事。</li> <li>(2) 学校給食費に関する事</li> <li>(3) 学校の食育に関する事。</li> <li>(4) 学校給食センターに関する事。</li> </ul>
幼児課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 園への就園（区域外就園等を含む。）及び入所に関する事。</li> <li>(2) 通園区域の設定及び変更に関する事。</li> <li>(3) 保育料等の徴収及び減免に関する事。</li> <li>(4) 子ども・子育て支援事業に関する事。</li> </ul>
	管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 園の設置等に関する事。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 通園バスの運行管理に関する事。</li> <li>(3) 園の給食に関する事。</li> <li>(4) 保育所及び認定こども園乳幼児の災害共済給付事務に関する事。</li> <li>(5) 園の教材、教具及び図書の整備に関する事。</li> <li>(6) 園の事務及び予算執行に関する事。</li> <li>(7) 私立の園及び認可外保育施設等に関する事。</li> <li>(8) 所管する社会福祉法人の指導監査に関する事。</li> </ul>
	保育推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 就学前教育・保育の総合的な企画、調整及び推進並びに指導に関する事。</li> <li>(2) 園教職員の定数、任免その他人事に関する事。</li> <li>(3) 園教職員のサービスの監督及び研修に関する事。</li> <li>(4) 園の管理運営、学級編成に関する事及び組織編成に関する事。</li> <li>(5) 園の教育・保育課程及び教育活動・保育内容に関する事。</li> <li>(6) 支援ルームに関する事。</li> <li>(7) 園における人権教育及び道徳教育に関する事。</li> <li>(8) 園における生活指導及び家庭支援に関する事。</li> <li>(9) 園児の食育、健康管理、検診及び安全指導に関する事。</li> <li>(10) 園における特別支援教育に関する事。</li> </ul>

」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

長浜市教育委員会事務局組織規則の一部改正

新旧対照表

新			旧		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
課、事務所及び係		分掌事務	課、事務所及び係		分掌事務
教育総務課	総務係	(1) 委員会の会議及び運営に関すること。 (2) 委員会所管職員（学校、幼稚園、保育所及び認定こども園教職員を除く。）の定数、任免その他人事に関すること。 (3) 公印の看守に関すること。 (4) 教育行政の相談に関すること。 (5) 教育の調査統計に関すること。 (6) その他事務局の事務分掌に当てはまらないこと。	教育総務課	総務係	(1) 委員会の会議及び運営に関すること。 (2) 委員会所管職員（学校、幼稚園、保育所及び認定こども園教職員を除く。）の定数、任免その他人事に関すること。 (3) 公印の看守に関すること。 (4) 教育行政の相談に関すること。 (5) 教育の調査統計に関すること。 (6) その他事務局の事務分掌に当てはまらないこと。
	施設管理係	(1) 学校、幼稚園、保育所及び認定こども園施設（以下「教育施設等」という。）の設置、変更及び廃止に関すること。 (2) 教育施設等の通常の管理及び施設の目的外使用に関すること。 (3) 教育施設等の建築計画及び営繕に関すること。 (4) 学校の事務及び予算執行に関すること。 (5) 学校の教材、教具、図書（指導書を除く。）の整備に関すること。		施設管理係	(1) 学校、幼稚園、保育所及び認定こども園施設（以下「教育施設等」という。）の設置、変更及び廃止に関すること。 (2) 教育施設等の通常の管理及び施設の目的外使用に関すること。 (3) 教育施設等の建築計画及び営繕に関すること。 (4) 学校の事務及び予算執行に関すること。 (5) 学校の教材、教具、図書（指導書を除く。）の整備に関すること。
教育改革推進課	教育改革推進係	(1) 教育課題の重点化並びに教育改革の企画及び総合調整に関すること。 (2) <u>学校の設置等に関すること。</u> (3) 学校適正配置及び小中一貫教育に関すること。 (4) 「長浜子どものちかい」及び「長浜子育て憲章」の推進に関すること。	教育改革推進課	教育改革推進係	(1) 教育課題の重点化並びに教育改革の企画及び総合調整に関すること。 (2) 学校適正配置及び小中一貫教育に関すること。 (3) 「長浜子どものちかい」及び「長浜子育て憲章」の推進に関すること。
	学校ICT活用推進係	(1) 学校のICT環境の整備に関すること。 (2) 学校のICT活用の推進に関すること。 (3) 校務の情報化に関すること。		学校ICT活用推進係	(1) 学校のICT環境の整備に関すること。 (2) 学校のICT活用の推進に関すること。 (3) 校務の情報化に関すること。

新		旧	
教育指導課	学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校の管理運営、学級編成に関する<u>こと及び組織編成に関すること。</u></li> <li>(2) 教育課程、教科内容及び教材の取扱いに関する<u>こと。</u></li> <li>(3) 学習指導（保健体育を除く。）に関する<u>こと。</u></li> <li>(4) 教科用図書の採択及び指導書に関する<u>こと。</u></li> <li>(5) 学校教育資料の調査、整理及び出版に関する<u>こと。</u></li> <li>(6) 児童及び生徒の就学に関する<u>こと。</u></li> <li>(7) 国際理解及び小学校英語教育に関する<u>こと。</u></li> <li>(8) 情報教育に関する<u>こと。</u></li> <li>(9) 学校の校外学習及び体験学習に関する<u>こと。</u></li> <li>(10) その他学校の運営及び教育活動に関する<u>こと。</u></li> <li>(11) P T A連絡協議会に関する<u>こと。</u></li> <li>(12) 教科用図書の無償給与に関する<u>こと。</u></li> <li>(13) 教育センターに関する<u>こと。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校の管理運営、学級編成に関する<u>こと及び組織編成に関すること。</u></li> <li>(2) 教育課程、教科内容及び教材の取扱いに関する<u>こと。</u></li> <li>(3) 学習指導（保健体育を除く。）<u>、生徒指導及び進路指導に関すること。</u></li> <li>(4) 教科用図書の採択及び指導書に関する<u>こと。</u></li> <li>(5) 学校教育資料の調査、整理及び出版に関する<u>こと。</u></li> <li>(6) 児童及び生徒の就学に関する<u>こと。</u></li> <li><del>(7) 学校における人権教育に関する<u>こと。</u></del></li> <li>(8) 国際理解及び小学校英語教育に関する<u>こと。</u></li> <li>(9) 情報教育に関する<u>こと。</u></li> <li>(10) 学校の校外学習及び体験学習に関する<u>こと。</u></li> <li>(11) その他学校の運営及び教育活動に関する<u>こと。</u></li> <li>(12) P T A連絡協議会に関する<u>こと。</u></li> <li>(13) 教育センターに関する<u>こと。</u></li> </ul>
	子ども・学校支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生徒指導全般に関する<u>こと。</u></li> <li>(2) <u>進路指導に関すること。</u></li> <li>(3) <u>学校における人権教育に関する<u>こと。</u></u></li> <li>(4) 学びの多様化学校に関する<u>こと。</u></li> <li>(5) 青少年センターに関する<u>こと。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生徒指導全般に関する<u>こと。</u></li> <li>(2) 学びの多様化学校に関する<u>こと。</u></li> <li>(3) 青少年センターに関する<u>こと。</u></li> </ul>
	学務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童及び生徒の就学に係る変更、区域外就学等に関する<u>こと。</u></li> <li>(2) 通学区域の設定及び変更に関する<u>こと。</u></li> <li>(3) 学齢簿に関する<u>こと。</u></li> <li>(4) 就学援助に関する<u>こと。</u></li> <li>(5) 通学バス及び教育バスの運行管理に関する<u>こと。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><del>(1) 教科用図書の無償給与に関する<u>こと。</u></del></li> <li>(2) 児童及び生徒の就学に係る変更、区域外就学等に関する<u>こと。</u></li> <li>(3) 通学区域の設定及び変更に関する<u>こと。</u></li> <li>(4) 学齢簿に関する<u>こと。</u></li> <li>(5) 就学援助に関する<u>こと。</u></li> <li>(6) 通学バス及び教育バスの運行管理に関する<u>こと。</u></li> </ul>
	健康教育係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校の保健、安全及び環境衛生に係る指導助言、援助及び関係機関に関する<u>こと。</u></li> <li>(2) 学校体育に係る指導助言、援助及び関係機関に関する<u>こと。</u></li> <li>(3) 学校教職員並びに児童及び生徒の健康管理及び安全指導に関する<u>こと。</u></li> <li>(4) 児童、生徒及び幼稚園児の災害共済</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校の保健、安全及び環境衛生に係る指導助言、援助及び関係機関に関する<u>こと。</u></li> <li>(2) 学校体育に係る指導助言、援助及び関係機関に関する<u>こと。</u></li> <li>(3) 学校教職員並びに児童及び生徒の</li> </ul>

新			旧		
		<p>給付事務に関すること。 (5)学校及び園医の委嘱に関すること。</p>			<p>健康管理及び安全指導に関すること。 (4)児童、生徒及び幼稚園児の災害共済給付事務に関すること。 (5)学校及び園医の委嘱に関すること。</p>
	教職員人事係	<p>(1) 学校教職員の定数、任免その他人事に関すること。 (2) 学校教職員のサービスの監督及び研修に関すること。 (3) 学校教職員の福利厚生に関すること。 (4) 学校教職員の組織する職員団体に関すること。 (5) 学校教員（退職者を含む。）の叙勲及び表彰に関すること。</p>		教職員人事係	<p>(1) 学校教職員の定数、任免その他人事に関すること。 (2) 学校教職員のサービスの監督及び研修に関すること。 (3) 学校教職員の福利厚生に関すること。 (4) 学校教職員の組織する職員団体に関すること。 (5) 学校教員（退職者を含む。）の叙勲及び表彰に関すること。</p>
	特別支援教育推進係	<p>(1) 学校における特別支援教育に関すること。</p>		特別支援教育推進係	<p>(1) 園における特別支援教育に関すること。 (2) 学校における特別支援教育に関すること。</p>
	部活動改革推進室	<p>部活動の地域展開に関すること。</p>		部活動改革推進室	<p>部活動の地域展開に関すること。</p>
	木之本教育指導事務所	<p>教育総務課、教育改革推進課、教育指導課、学校給食課、幼児課の分掌事務のうち教育指導課長が指定するもの。ただし、指定にあたっては他の課長の意見を聞くものとし、その事務処理範囲は市町の廃置分合（平成21年総務省告示第189号）により廃止された伊香郡の区域内とする。</p>		木之本教育指導事務所	<p>教育総務課、教育改革推進課、教育指導課、学校給食課、幼児課の分掌事務のうち教育指導課長が指定するもの。ただし、指定にあたっては他の課長の意見を聞くものとし、その事務処理範囲は市町の廃置分合（平成21年総務省告示第189号）により廃止された伊香郡の区域内とする。</p>
学校給食課	学校給食係	<p>(1) 学校給食に関すること。 (2) 学校給食費に関すること (3) 学校の食育に関すること。 (4) 学校給食センターに関すること。</p>	学校給食課	学校給食係	<p>(1) 学校給食に関すること。 (2) 学校の食育に関すること。 (3) 学校給食センターの通常の管理・運営に関すること。</p>

新			旧		
幼児課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 園への就園（区域外就園等を含む。）及び入所に関する事</li> <li>(2) 通園区域の設定及び変更に関する事</li> <li>(3) 保育料等の徴収及び減免に関する事</li> <li>(4) 子ども・子育て支援事業に関する事</li> </ul>	幼児課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> <li><del>(1) 就学前教育・保育の総合的な企画、調整及び推進並びに指導に関する事</del></li> <li>(2) 園への就園（区域外就園等を含む。）及び入所に関する事</li> <li>(3) 通園区域の設定及び変更に関する事</li> <li>(4) 保育料等の徴収及び減免に関する事</li> <li>(5) 子ども・子育て支援事業に関する事</li> </ul>
	管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 園の設置等に関する事</li> <li>(2) 通園バスの運行管理に関する事</li> <li>(3) 園の給食に関する事</li> <li>(4) 保育所及び認定こども園乳幼児の災害共済給付事務に関する事</li> <li>(5) 園の教材、教具及び図書整備に関する事</li> <li>(6) 園の事務及び予算執行に関する事</li> <li>(7) 私立の園及び認可外保育施設等に関する事</li> <li>(8) 所管する社会福祉法人の指導監査に関する事</li> </ul>		管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 園の設置等に関する事</li> <li>(2) 通園バスの運行管理に関する事</li> <li>(3) 園の給食に関する事</li> <li>(4) 保育所及び認定こども園乳幼児の災害共済給付事務に関する事</li> <li>(5) 園の教材、教具及び図書整備に関する事</li> <li>(6) 園の事務及び予算執行に関する事</li> <li>(7) 私立の園及び認可外保育施設等に関する事</li> <li>(8) 所管する社会福祉法人の指導監査に関する事</li> </ul>
	保育推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 就学前教育・保育の総合的な企画、調整及び推進並びに指導に関する事</li> <li>(2) 園教職員の定数、任免その他人事に関する事</li> <li>(3) 園教職員のサービスの監督及び研修に関する事</li> <li>(4) 園の管理運営、学級編成に関する事及び組織編成に関する事</li> <li>(5) 園の教育・保育課程及び教育活動・保育内容に関する事</li> <li>(6) 支援ルームに関する事</li> <li>(7) 園における人権教育及び道徳教育に関する事</li> <li>(8) 園における生活指導及び家庭支援に関する事</li> <li>(9) 園児の食育、健康管理、検診及び安全指導に関する事</li> <li>(10) 園における特別支援教育に関する事</li> </ul>		保育推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 就学前教育・保育の総合的な企画、調整及び推進並びに指導に関する事</li> <li>(2) 園教職員の定数、任免その他人事に関する事</li> <li>(3) 園教職員のサービスの監督及び研修に関する事</li> <li>(4) 園の管理運営、学級編成に関する事及び組織編成に関する事</li> <li>(5) 園の教育・保育課程及び教育活動・保育内容に関する事</li> <li>(6) 支援ルームに関する事</li> <li>(7) 園における人権教育及び道徳教育に関する事</li> <li>(8) 園における生活指導及び家庭支援に関する事</li> <li>(9) 園児の食育、健康管理、検診及び安全指導に関する事</li> </ul>

## 条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育指導課

議案番号：第6号

件 名：長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正  
について

### 第1 提出理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の一部改正に伴い、学校長が毎年度基本的な方針を作成し、学校運営協議会に諮る必要がある事項について追加するもの。

### 第2 要点

第4条第1項第3号に「教職員の業務量管理及び健康福祉の確保措置に関すること。」を追加し、以下を繰り下げる。

### 第3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成23年長浜市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）教職員の業務量管理及び健康福祉の確保措置に関する事。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>(所掌事項)</p> <p><b>第4条</b> 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会に諮るものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 教職員の業務量管理及び健康福祉の確保措置に関すること。</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(所掌事項)</p> <p><b>第4条</b> 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会に諮るものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>

## 条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育指導課

議案番号：第7号

件 名：長浜市公立学校職員の職務及び服務に関する規程の一部改正について

### 第1 提出理由

学校職員の勤怠管理について、令和8年度より校務支援システム内で行うため必要な事項について変更するもの。

事務の軽減のため、3日以上私事旅行についての願い出先を変更するもの。

### 第2 要点

これまで紙の「出勤簿」「年次有給休暇簿」「復命書」に押印・記入していたが、校務支援システム内に記録する取り扱いに変更する。

第20条において、3日以上私事旅行の願い出先は教育長としていたが、「校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に」と変更する。

### 第3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

長浜市公立学校職員の職務及び服務に関する規程の一部改正について

長浜市公立学校職員の職務及び服務に関する規程の一部を次のように改正することについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市公立学校職員の職務及び服務に関する規程の一部を改正する訓令

長浜市公立学校職員の職務及び服務に関する規程（平成18年長浜市教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「所定の出勤簿に自ら押印」を「出勤状況を記録」に改める。

第13条中「作成し、」の次に「職員の」を加える。

第14条第1項中「年次有給休暇簿に記入して校長に提出し、」を「事前に校長に申請し、」に改める。

第18条第1項中「書を提出」を削る。

第20条第1項中「具して」の次に「校長にあっては」を、「教育長に」の次に「、その他の職員にあっては校長に」を加える。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

長浜市公立学校職員の職務及び服務に関する規程の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>(出退勤)</p> <p><b>第10条</b> 職員は、校長の定める勤務開始時刻までに出勤し、直ちに<u>出勤状況を記録</u>しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第13条</b> 校長は、年次有給休暇簿を作成し、<u>職員の勤務状況</u>を明らかにしなければならない。</p> <p><b>第14条</b> 職員が、年次有給休暇を受けようとするときは、<u>事前に校長に申請し</u>、その承認を得なければならない。校長にあっては、その代理者に願い出て、引き続き3日以上にわたるときは、教育長の承認を得た後でなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><b>第18条</b> 職員(校長を除く。)が出張の用務を終えて帰校したときは、校長に速やかに復命しなければならない。ただし、軽易な事項については口頭をもって復命することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第20条</b> 職員が前条に規定する場合のほか、休暇を受け、又は受けないで、3日以上私事旅行をしようとするときは、その目的、行先及び日数を具して<u>校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に</u>願い出て許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出退勤)</p> <p><b>第10条</b> 職員は、校長の定める勤務開始時刻までに出勤し、直ちに<u>所定の出勤簿に自ら押印</u>しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第13条</b> 校長は、年次有給休暇簿を作成し、勤務状況を明らかにしなければならない。</p> <p><b>第14条</b> 職員が、年次有給休暇を受けようとするときは、<u>年次有給休暇簿に記入して校長に提出し</u>、その承認を得なければならない。校長にあっては、その代理者に願い出て、引き続き3日以上にわたるときは、教育長の承認を得た後でなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><b>第18条</b> 職員(校長を除く。)が出張の用務を終えて帰校したときは、校長に速やかに<u>復命書を提出</u>しなければならない。ただし、軽易な事項については口頭をもって復命することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第20条</b> 職員が前条に規定する場合のほか、休暇を受け、又は受けないで、3日以上私事旅行をしようとするときは、その目的、行先及び日数を具して教育長に願い出て許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

## 条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育指導課

議案番号：第8号

件 名：長浜市学校事務共同実施組織運営要綱の一部改正について

### 第1 提出理由

令和8年4月1日からの学校統合に伴い、共同実施グループを構成する学校名を変更する。

### 第2 要点

- 1 別表第2中の「伊香具小学校」、「塩津小学校」及び「永原小学校」を削除し、「西浅井小学校」を追加する。

### 第3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

長浜市立学校事務共同実施組織運営要綱の一部改正について

長浜市立学校事務共同実施組織運営要綱の一部を次のように改正することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市立学校事務共同実施組織運営要綱の一部を改正する告示

長浜市立学校事務共同実施組織運営要綱（令和 4 年長浜市教育委員会告示第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 木之本・余呉・西浅井の項を次のように改める。

木之本・ 余呉・西 浅井	教育委員会が命ずる室 長が所属する学校	高時小学校
		木之本小学校
		西浅井小学校
		木之本中学校
		西浅井中学校
		余呉小中学校

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市立学校事務共同実施組織運営要綱の一部改正

新旧対照表

新			旧		
別表第2 (第3条関係)			別表第2 (第3条関係)		
地域	共同学校事務室 (拠点校)	構成校	地域	共同学校事務室 (拠点校)	構成校
(略)			(略)		
湖北・高月	教育委員会が命ずる室長が所属する学校	小谷小学校	湖北・高月	教育委員会が命ずる室長が所属する学校	小谷小学校
		速水小学校			速水小学校
		朝日小学校			朝日小学校
		富永小学校			富永小学校
		高月小学校			高月小学校
		古保利小学校			古保利小学校
		七郷小学校			七郷小学校
		湖北中学校			湖北中学校
木之本・余呉・西浅井	教育委員会が命ずる室長が所属する学校	高時小学校	木之本・余呉・西浅井	教育委員会が命ずる室長が所属する学校	高時小学校
		木之本小学校			木之本小学校
		西浅井小学校			伊香具小学校
		木之本中学校			塩津小学校
		西浅井中学校			永原小学校
		余呉小中学校			木之本中学校
					西浅井中学校
	余呉小中学校				

## 条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育指導課

議案番号：第9号

件 名：長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について

### 第1 提出理由

国の小学校給食費負担軽減事業に伴い、特別支援教育就学奨励費における小学生の学校給食費を給付対象外とする。

### 第2 要点

特別支援教育就学奨励費対象児童については国の小学校給食費負担軽減事業の対象となるため、学校給食費の給付対象を「中学校、義務教育学校（後期課程）」に変更する。

### 第3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について

長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を次のように改正することについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を改正する告示

長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱（平成18年長浜市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、第7号の費用については、長浜市立の中学校及び義務教育学校後期課程に在学する者に限る。

別表学校給食費の項中「小・」を削り、「義務教育学校」の次に「（後期課程）」を加える。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正

新旧対照表

新			旧		
<p>(給付対象経費)</p> <p><b>第2条</b> この要綱による就学奨励費（以下「奨励費」という。）を給付することのできる対象経費は、次に掲げるとおりとする。<u>ただし、第7号の費用については、長浜市立の中学校及び義務教育学校後期課程に在学する者に限る。</u></p> <p>(1)～(8) (略)</p>			<p>(給付対象経費)</p> <p><b>第2条</b> この要綱による就学奨励費（以下「奨励費」という。）を給付することのできる対象経費は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>		
<p>別表（第3条関係）</p>			<p>別表（第3条関係）</p>		
(略)			(略)		
学校給食費	中学校、義務教育学校 <u>(後期課程)</u>	実費の1/2の額	学校給食費	<u>小・</u> 中学校、義務教育学校	実費の1/2の額
(略)			(略)		

## 条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育指導課

議案番号：第10号

件 名：長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱の一部改正について

### 第1 提出理由

- (1) 国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価等が令和8年度に見直されることに伴い、国に準拠している就学援助費の給付金額を改正する。
- (2) 国の小学校給食費負担軽減事業に伴い、就学援助費における小学生の学校給食費を給付対象外とする。
- (3) 自治体システム標準化に伴い、認定通知書及び否認通知書の様式を変更する。
- (4) 当該年度において家庭事情の変動により所得が著しく減った場合等に民生委員の意見を求めていたが、申請者及び民生委員の負担軽減のため不要とする。

### 第2 要点

- (1) 新入学児童生徒学用品費等、入学前応援金に関する給付額の引き上げ  
小学生：57,060円 → 64,300円（7,240円増）  
中学生：63,000円 → 81,000円（18,000円増）
- (2) 準要保護児童については国の小学校給食費負担軽減事業の対象となるため、就学援助費からの支給は行わない。

(改正後)

対象経費等		児童（小学生）	生徒（中学生）
学用品費、通学用品費及び 校外活動費（宿泊を伴わな いもの）の合計	第1学年	13,230円	25,040円
	その他の学年	15,500円	27,310円
新入学児童生徒学用品費等		<u>64,300円</u>	<u>81,000円</u>
校外活動費（宿泊を伴うもの）		3,690円	6,210円
修学旅行費		実費相当額	実費相当額
学校給食費		—	実費相当額
入学前応援金		<u>64,300円</u>	<u>81,000円</u>

- (3) 自治体システム標準化により帳票レイアウトが指定のものとなるため、認定通知書及び否認通知書の様式を変更
- (4) 家庭事情の変動による場合等は、その事実を公簿などの提出書類により確認し、民生委員の意見を不要とするため申請書の様式を変更

### 第3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱の一部改正について

長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱の一部を次のように改正することについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱の一部を改正する告示

長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱（平成18年長浜市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「小学校、」を削り、「義務教育学校」の次に「後期課程」を加える。

第5条第1項第1号及び第2項第1号中「及び民生委員の意見書」を削る。

第6条第3項中「民生委員又は」を削る。

別表新入学児童生徒学用品費等の項児童（小学生）の欄中「57,060」を「64,300」に改め、同項生徒（中学生）の欄中「63,000」を「81,000」に改め、同表学校給食費の項児童（小学生）の欄中「実費相当額」を「一」に改め、同表入学前応援金の項児童（小学生）の欄中「57,060」を「64,300」に改め、同項生徒（中学生）の欄中「63,000」を「81,000」に改める。

様式第1号から様式第6号までを次のように改める。









様式第3号（第6条関係）

年 月 日

保護者住所  
氏名 様

長浜市教育委員会教育長

就学援助費給付認定通知書

就学援助費受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

【対象者】

学 校	学 年	児童生徒名

認定日

認定区分

認定理由

保護者住所

氏名 様

長浜市教育委員会教育長

就学援助費給付否認定通知書

就学援助費受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

【対象者】

学 校	学 年	認定区分	児童生徒名

否認定日

否認定理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

保護者住所  
氏名 様

長浜市教育委員会教育長

### 入学前応援金給付認定通知書

入学前応援金受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

#### 記

学校名・学年	学校 年
児童・生徒名	
保護者名	
認定日	年 月 日
支給額	円
支給予定日	年 月 日

保護者住所

氏名 様

長浜市教育委員会教育長

### 入学前応援金給付否認定通知書

入学前応援金受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

#### 記

学校名・学年	学校 年
児童・生徒名	
保護者名	
否認定日	年 月 日
否認定理由	

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

#### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱の一部改正

新旧対照表

新	旧																		
<p>(給付対象経費)</p> <p><b>第2条</b> この要綱による就学援助費（以下「援助費」という。）を給付することのできる対象経費は、次に掲げるとおりとする。ただし、第6号の費用については、長浜市立の中学校及び義務教育学校<u>後期課程</u>に在学する者に限る。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(給付申込み)</p> <p><b>第5条</b> 援助費の給付を受けようとする者は、就学援助費受給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類のうち教育委員会が指定したものを添えて毎年度学校長又は教育委員会へ申し込みするものとする。ただし、教育委員会は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>(1) 前条第1項第2号ウに該当する場合は、それを証する書類</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 応援金の給付を受けようとする者は、入学前応援金受給申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類のうち教育委員会が指定したものを添えて教育委員会へ申し込みするものとする。ただし、教育委員会は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>(1) 前条第2項第3号に該当する場合は、それを証する書類</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(給付の認否の決定)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の決定については、学校長の意見を求めるとともに必要に応じ福祉事務所に意見を求めることができるものとする。</p> <p><b>別表（第3条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象経費等</th> <th style="text-align: center;">児童（小学生）</th> <th style="text-align: center;">生徒（中学生）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新入学児童生徒学用品費等</td> <td style="text-align: center;"><u>64,300円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>81,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象経費等	児童（小学生）	生徒（中学生）	(略)			新入学児童生徒学用品費等	<u>64,300円</u>	<u>81,000円</u>	<p>(給付対象経費)</p> <p><b>第2条</b> この要綱による就学援助費（以下「援助費」という。）を給付することのできる対象経費は、次に掲げるとおりとする。ただし、第6号の費用については、長浜市立の<u>小学校、</u>中学校及び義務教育学校に在学する者に限る。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(給付申込み)</p> <p><b>第5条</b> 援助費の給付を受けようとする者は、就学援助費受給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類のうち教育委員会が指定したものを添えて毎年度学校長又は教育委員会へ申し込みするものとする。ただし、教育委員会は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>(1) 前条第1項第2号ウに該当する場合は、それを証する書類及び<u>民生委員の意見書</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 応援金の給付を受けようとする者は、入学前応援金受給申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類のうち教育委員会が指定したものを添えて教育委員会へ申し込みするものとする。ただし、教育委員会は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>(1) 前条第2項第3号に該当する場合は、それを証する書類及び<u>民生委員の意見書</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(給付の認否の決定)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の決定については、学校長の意見を求めるとともに必要に応じ<u>民生委員又は</u>福祉事務所に意見を求めることができるものとする。</p> <p><b>別表（第3条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象経費等</th> <th style="text-align: center;">児童（小学生）</th> <th style="text-align: center;">生徒（中学生）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新入学児童生徒学用品費等</td> <td style="text-align: center;"><u>57,060円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>63,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象経費等	児童（小学生）	生徒（中学生）	(略)			新入学児童生徒学用品費等	<u>57,060円</u>	<u>63,000円</u>
対象経費等	児童（小学生）	生徒（中学生）																	
(略)																			
新入学児童生徒学用品費等	<u>64,300円</u>	<u>81,000円</u>																	
対象経費等	児童（小学生）	生徒（中学生）																	
(略)																			
新入学児童生徒学用品費等	<u>57,060円</u>	<u>63,000円</u>																	

新			旧		
(略)			(略)		
学校給食費	二	実費相当額	学校給食費	実費相当額	実費相当額
入学前応援金	64,300円	81,000円	入学前応援金	57,060円	63,000円

様式第1号 (第5条関係)

# 年度 就学援助費受給申請書

受付欄

長浜市教育委員会あて

下記のとおり就学援助を申請します。

年 月 日

申請者 (保護者)	住所	〒 ー ー 長浜市		電話番号(できれば携帯電話) ー ー	
	フリガナ 氏名 (署名)	生年月日	年齢	勤務先等	

対象 児童 生徒	フリガナ 氏名	申請者 との続柄	生年月日	年齢	学校名	学年
			. .	歳	学校	年
			. .	歳	学校	年
			. .	歳	学校	年

以下に上記対象児童生徒以外で、**申請者と生計を同一にしている家族(配偶者や子ども、父母等)**の情報  
を記入してください。世帯分離していても、申請時点で扶養関係にある場合や、食費・水道光熱費などの  
生活費をともにしている場合は記入が必要です。

その 他 同 一 生 計 の 家 族	フリガナ 氏名	申請者 との続柄	生年月日	年齢	勤務先または学校・学年
			. .	歳	
			. .	歳	
			. .	歳	
			. .	歳	
			. .	歳	

申請理由 (援助を必要とする理由をわかりやすく詳しく記入してください。)

## 承諾書

1. 私(申請者)は、長浜市の就学援助制度の申請のため、上記に記載する家族全員の住民基本台帳及び所得・課税情報について、長浜市教育委員会が閲覧することを承諾します。
2. 私(申請者)は、学校徴収金(教材費等)について未納が生じた場合、もしくは未納が生じることが確実な場合は、就学援助費の請求、受領、返納、学校徴収金の支払いに関する権限を、児童生徒が在籍する学校長に委任することを承諾します。
3. 【中学生の保護者のみ】私(申請者)は、就学援助費における学校給食費について、長浜市教育委員会が関係部署に確認し、市の給食費会計に代理納付することに同意します。

年 月 日

申請者氏名(署名)

長浜市教育委員会あて

※「対象児童生徒」欄・「その他同一生計の家族」欄を追加する場合

**裏面も必ず記入してください。**



様式第1号 (第5条関係)

# 年度 就学援助費受給申請書

受付欄

長浜市教育委員会あて

下記のとおり就学援助を申請します。

年 月 日

申請者(保護者)	住所	〒 ー 長浜市		電話番号(できれば携帯電話) ー ー		
	フリガナ氏名(署名)	生年月日	年齢	勤務先等		
対象児童生徒	フリガナ氏名	申請者との続柄	生年月日	年齢	学校名	学年
			. .	歳	学校	年
			. .	歳	学校	年
			. .	歳	学校	年
その他同一生計の家族	以下に上記対象児童生徒以外で、申請者と生計を同一にしている家族(配偶者や子ども、父母等)の情報を記入してください。世帯分離していても、申請時点で扶養関係にある場合や、食費・水道光熱費などの生活費をともにしている場合は記入が必要です。					
	フリガナ氏名	申請者との続柄	生年月日	年齢	勤務先または学校・学年	
			. .	歳		
			. .	歳		
			. .	歳		
			. .	歳		
申請理由	(援助を必要とする理由をわかりやすく詳しく記入してください。)					

## 承諾書

1. 私(申請者)は、長浜市の就学援助制度の申請のため、上記に記載する家族全員の住民基本台帳及び所得・課税情報について、長浜市教育委員会が閲覧することを承諾します。
2. 私(申請者)は、学校徴収金(教材費等)について未納が生じた場合、もしくは未納が生じることが確実な場合は、就学援助費の請求、受領、返納、学校徴収金の支払いに関する権限を、児童生徒が在籍する学校長に委任することを承諾します。
3. 私(申請者)は、就学援助費における学校給食費を長浜市教育委員会が市の給食費会計に代理納付することに同意します。

年 月 日

申請者氏名(署名)

長浜市教育委員会あて

※「対象児童生徒」欄・「その他同一生計の家族」欄を追加する場合

**裏面も必ず記入してください。**



様式第2号 (第5条関係)

# 年度 入学前応援金受給申請書

受付欄

長浜市教育委員会あて

下記のとおり入学前応援金を申請します。

年 月 日

申請者 (保護者)	住所	〒 ー 長浜市		電話番号(できれば携帯電話) ー ー		
	ふりがな 氏名 (署名)		生年月日	年齢	勤務先等	
入学 予定者	ふりがな 氏名	申請者 との続柄	生年月日	年齢	入学予定学校名	学年
			. .	歳	学校	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 7年
			. .	歳	学校	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 7年
			. .	歳	学校	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 7年
その 他 同 一 生 計 の 家 族	以下に上記入学予定者以外で、 <u>申請者と生計を同一にしている家族(配偶者や子ども、父母等)</u> の情報を記入してください。世帯分離していても、申請時点で扶養関係にある場合や、食費・水道光熱費などの生活費をともにしている場合は記入が必要です。同一世帯でも、生活費を分けている場合は記入不要です。					
	ふりがな 氏名	申請者 との続柄	生年月日	年齢	勤務先または学校・学年	
			. .	歳		
			. .	歳		
			. .	歳		
			. .	歳		
申請理由	(援助を必要とする理由をわかりやすく詳しく記入してください。)					

## 承諾書

1. 私(申請者)は、長浜市の入学前応援金の申請のため、上記に記載する家族全員の住民基本台帳及び所得・課税情報について、長浜市教育委員会が閲覧することを承諾します。
2. 私(申請者)は、 年3月末日までに長浜市から転出したとき、または入学予定者が同年4月に滋賀県内国公立の小学校、中学校又は義務教育学校に入学しなかったときは、支給された入学前応援金を返還することに同意します。

年 月 日

申請者氏名(署名)

長浜市教育委員会あて

※「入学予定者」欄・「その他同一生計の家族」欄を追加する場合

**裏面も必ず記入してください。**



様式第2号 (第5条関係)

# 年度 入学前応援金受給申請書

受付欄

長浜市教育委員会あて

下記のとおり入学前応援金を申請します。

年 月 日

申請者 保護者	住所	〒 ー 長浜市		電話番号(できれば携帯電話) ー ー		
	ふりがな 氏名 (署名)		生年月日	年齢	勤務先等	
入学 予定者	ふりがな 氏名	申請者 との続柄	生年月日	年齢	入学予定学校名	学年
			. .	歳	学校	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 7年
			. .	歳	学校	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 7年
			. .	歳	学校	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 7年
その 他 同 一 生 計 の 家 族	以下に上記入学予定者以外で、申請者と生計を同一にしている家族(配偶者や子ども、父母等)の情報を記入してください。世帯分離していても、申請時点で扶養関係にある場合や、食費・水道光熱費などの生活費をともにしている場合は記入が必要です。同一世帯でも、生活費を分けている場合は記入不要です。					
	ふりがな 氏名	申請者 との続柄	生年月日	年齢	勤務先または学校・学年	
			. .	歳		
			. .	歳		
			. .	歳		
			. .	歳		
申請理由	(援助を必要とする理由をわかりやすく詳しく記入してください。)					

## 承諾書

1. 私(申請者)は、長浜市の入学前応援金の申請のため、上記に記載する家族全員の住民基本台帳及び所得・課税情報について、長浜市教育委員会が閲覧することを承諾します。
2. 私(申請者)は、 年3月末日までに長浜市から転出したとき、または入学予定者が同年4月に滋賀県内国公立の小学校、中学校又は義務教育学校に入学しなかったときは、支給された入学前応援金を返還することに同意します。

年 月 日

申請者氏名(署名)

長浜市教育委員会あて

※「入学予定者」欄・「その他同一生計の家族」欄を追加する場合

**裏面も必ず記入してください。**



新	旧																																	
<p><b>様式第3号 (第6条関係)</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様</p> <p style="text-align: right;">長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">就学援助費給付認定通知書</p> <p>就学援助費受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p>【対象者】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">学 校</th> <th style="width:33%;">学 年</th> <th style="width:33%;">児童生徒名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>認定日 認定区分</p> <p>認定理由</p>	学 校	学 年	児童生徒名																<p><b>様式第3号 (第6条関係)</b></p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様</p> <p style="text-align: right;">長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">就学援助費給付認定通知書</p> <p>就学援助費受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">学 校 名 ・ 学 年</th> <th style="width:33%;">学 校</th> <th style="width:33%;">年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童・生徒名</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>保 護 者 名</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>認 定 日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>認 定 理 由 番 号</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">教 示</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、教育長に対して審査請求をすることができます。</li> <li>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</li> <li>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</li> </ol>	学 校 名 ・ 学 年	学 校	年	児童・生徒名			保 護 者 名			認 定 日	年 月 日		認 定 理 由 番 号		
学 校	学 年	児童生徒名																																
学 校 名 ・ 学 年	学 校	年																																
児童・生徒名																																		
保 護 者 名																																		
認 定 日	年 月 日																																	
認 定 理 由 番 号																																		

新	旧																														
<p><b>様式第4号 (第6条関係)</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様</p> <p style="text-align: right;">長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;"><b>就学援助費給付否認認定通知書</b></p> <p>就学援助費受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p>【対象者】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">学 校</th> <th style="width:15%;">学 年</th> <th style="width:20%;">認 定 区 分</th> <th style="width:40%;">児 童 生 徒 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>否認定日</p> <p>否認定理由</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	学 校	学 年	認 定 区 分	児 童 生 徒 名																	<p><b>様式第4号 (第6条関係)</b></p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様</p> <p style="text-align: right;">長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;"><b>就学援助費給付否認認定通知書</b></p> <p>就学援助費受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width:30%;">学 校 名 ・ 学 年</td> <td style="width:70%;">学 校 年</td> </tr> <tr> <td>児 童 ・ 生 徒 名</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>保 護 者 名</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>否 認 定 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>否 認 定 理 由 番 号</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">教 示</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、教育長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	学 校 名 ・ 学 年	学 校 年	児 童 ・ 生 徒 名		保 護 者 名		否 認 定 日	年 月 日	否 認 定 理 由 番 号	
学 校	学 年	認 定 区 分	児 童 生 徒 名																												
学 校 名 ・ 学 年	学 校 年																														
児 童 ・ 生 徒 名																															
保 護 者 名																															
否 認 定 日	年 月 日																														
否 認 定 理 由 番 号																															

新	旧																						
<p><u>様式第5号 (第6条関係)</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様</p> <p style="text-align: right;">長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">入学前応援金給付認定通知書</p> <p>入学前応援金受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">学校名・学年</td> <td style="width:70%;">学校 年</td> </tr> <tr> <td>児童・生徒名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認定日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>支給予定日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	学校名・学年	学校 年	児童・生徒名		保護者名		認定日	年 月 日	支給額	円	支給予定日	年 月 日	<p><u>様式第5号 (第6条関係)</u></p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様</p> <p style="text-align: right;">長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">入学前応援金給付認定通知書</p> <p>入学前応援金受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">学校名・学年</td> <td style="width:70%;">学校 年</td> </tr> <tr> <td>児童・生徒名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認定日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>認定理由番号</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">教 示</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、教育長に対して審査請求をすることができます。</li> <li>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</li> <li>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</li> </ol>	学校名・学年	学校 年	児童・生徒名		保護者名		認定日	年 月 日	認定理由番号	
学校名・学年	学校 年																						
児童・生徒名																							
保護者名																							
認定日	年 月 日																						
支給額	円																						
支給予定日	年 月 日																						
学校名・学年	学校 年																						
児童・生徒名																							
保護者名																							
認定日	年 月 日																						
認定理由番号																							

新	旧																				
<p><u>様式第6号 (第6条関係)</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様</p> <p style="text-align: center;">長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">入学前応援金給付否認認定通知書</p> <p>入学前応援金受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">学校名・学年</td> <td style="width:80%;">学校 年</td> </tr> <tr> <td>児童・生徒名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>否認日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>否認理由</td> <td></td> </tr> </table> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	学校名・学年	学校 年	児童・生徒名		保護者名		否認日	年 月 日	否認理由		<p><u>様式第6号 (第6条関係)</u></p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様</p> <p style="text-align: center;">長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">入学前応援金給付否認認定通知書</p> <p>入学前応援金受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">学校名・学年</td> <td style="width:80%;">学校 年</td> </tr> <tr> <td>児童・生徒名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>否認日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>否認理由番号</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">教 示</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、教育長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	学校名・学年	学校 年	児童・生徒名		保護者名		否認日	年 月 日	否認理由番号	
学校名・学年	学校 年																				
児童・生徒名																					
保護者名																					
否認日	年 月 日																				
否認理由																					
学校名・学年	学校 年																				
児童・生徒名																					
保護者名																					
否認日	年 月 日																				
否認理由番号																					

## 条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育指導課

議案番号：第11号

件 名：長浜市児童生徒遠距離通学扶助費支給要綱の一部改正について

### 第1 提出理由

令和8年4月1日からの学校統合及び学びの多様化学校開設に伴い、遠距離通学扶助費の支給対象となる区域の一部を改正するもの

### 第2 要点

- 1 別表中の「伊香具小学校」、「塩津小学校」及び「永原小学校」を削除する。
- 2 別表中に「学びの多様化学校（浅井中学校分教室）」を追加する。

### 第3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

## 長浜市児童生徒遠距離通学扶助費支給要綱の一部改正について

長浜市児童生徒遠距離通学扶助費支給要綱の一部を次のように改正することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

## 長浜市児童生徒遠距離通学扶助費支給要綱の一部を改正する告示

長浜市児童生徒遠距離通学扶助費支給要綱（平成 2 2 年長浜市教育委員会告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

学校名	対象学年	対象区域
神照小学校	1～2 学年	今町
古保利小学校	全学年	高月町片山
余呉小中学校	1～6 学年	余呉町坂口、余呉町下余呉（江土地先を除く。）、余呉町中河内、余呉町椿坂、余呉町柳ヶ瀬、余呉町小谷
浅井中学校	全学年	高山町、草野町、寺師町、西村町、太田町、野瀬町、郷野町、鍛冶屋町、岡谷町
学びの多様化学校 （浅井中学校分教室）	全学年	長浜市全域
余呉小中学校	7～9 学年	余呉町菅並、余呉町摺墨、余呉町上丹生、余呉町下丹生、余呉町中河内、余呉町椿坂、余呉町柳ヶ瀬、余呉町小谷（1 2 月から翌年 3 月まで）
西浅井中学校	全学年	西浅井町沓掛、西浅井町集福寺、西浅井町月出

附 則  
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

長浜市児童生徒遠距離通学扶助費支給要綱の一部改正

新旧対照表

新			旧		
<b>別表（第2条関係）</b>			<b>別表（第2条関係）</b>		
学校名	対象学年	対象区域	学校名	対象学年	対象区域
神照小学校	1～2学年	今町	神照小学校	1～2学年	今町
古保利小学校	全学年	高月町片山	古保利小学校	全学年	高月町片山
余呉小中学校	1～6学年	余呉町坂口、余呉町下余呉（江土地先を除く。）、余呉町中河内、余呉町椿坂、余呉町柳ヶ瀬、余呉町小谷	伊香具小学校	全学年	木之本町飯浦、木之本町山梨子
浅井中学校	全学年	高山町、草野町、寺師町、西村町、太田町、野瀬町、郷野町、鍛冶屋町、岡谷町	余呉小中学校	1～6学年	余呉町坂口、余呉町下余呉（江土地先を除く。）、余呉町中河内、余呉町椿坂、余呉町柳ヶ瀬、余呉町小谷
学びの多様化学校 （浅井中学校分教室）	全学年	長浜市全域	塩津小学校	全学年	西浅井町沓掛、西浅井町集福寺
余呉小中学校	7～9学年	余呉町菅並、余呉町摺墨、余呉町上丹生、余呉町下丹生、余呉町中河内、余呉町椿坂、余呉町柳ヶ瀬、余呉町小谷（12月から翌年3月まで）	永原小学校	全学年	西浅井町菅浦
西浅井中学校	全学年	西浅井町沓掛、西浅井町集福寺、西浅井町月出	浅井中学校	全学年	高山町、草野町、寺師町、西村町、太田町、野瀬町、郷野町、鍛冶屋町、岡谷町
			余呉小中学校	7～9学年	余呉町菅並、余呉町摺墨、余呉町上丹生、余呉町下丹生、余呉町中河内、余呉町椿坂、余呉町柳ヶ瀬、余呉町小谷（12月から翌年3月まで）
			西浅井中学校	全学年	西浅井町沓掛、西浅井町集福寺、西浅井町月出
			対象区域等は、平成22年1月1日の合併前の各自治体において支給対象となっていた学年、区域をそのまま引き継いだもの		

## 条例・教育委員会規則の改正に関する概要説明書

担 当：幼児課

議案番号：第12号

件 名：長浜市就学前特別支援検討委員会規則の一部改正について

### 第1 提出理由

就学前特別支援検討委員会の協議内容は就学前に係るものであり、令和8年度からは幼児課が主体となって庶務を行うことになるため、長浜市就学前特別支援検討委員会規則の一部を改正する。

### 第2 要点

第7条の委員会の庶務を「教育指導課」から「幼児課」へと変更を行う。

### 第3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

長浜市就学前特別支援検討委員会規則の一部改正について

長浜市就学前特別支援検討委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市就学前特別支援検討委員会規則の一部を改正する規則

長浜市就学前特別支援検討委員会規則（平成25年長浜市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育指導課」を「幼児課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

長浜市就学前特別支援検討委員会規則の一部改正

新旧対照表

新	旧
(庶務) <b>第7条</b> 委員会の庶務は、教育委員会事務局 <u>幼児</u> <u>課</u> において処理する。	(庶務) <b>第7条</b> 委員会の庶務は、教育委員会事務局 <u>教育</u> <u>指導課</u> において処理する。

## 条例・教育委員会規則の改正に関する概要説明書

担 当：幼児課

議案番号：第13号

件 名：長浜市通園バス運行管理規則の一部改正について

### 第1 提出理由

長浜市内の認定こども園において、令和8年度の通園バス利用希望児童が0人となった、きのもと認定こども園、よご認定こども園について、通園バスの運行を廃止し、長浜市通園バス運行管理規則から該当園の記載を削除する。

### 第2 要点

「別表」(通園バス運行園)の中から(8)きのもと認定こども園、(9)よご認定こども園の記載を削除する。

### 第3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

長浜市通園バス運行管理規則の一部改正について

長浜市通園バス運行管理規則の一部を改正する規則を次のように制定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市通園バス運行管理規則の一部を改正する規則

長浜市通園バス運行管理規則（平成24年長浜市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「

(7) たかつき認定こども園
----------------

(8) きのもと認定こども園
----------------

(9) よご認定こども園
--------------

」を「

(7) たかつき認定こども園
----------------

」に、「10」を「8」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

長浜市通園バス運行管理規則の一部改正

新旧対照表

新	旧
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
運行する園	運行する園
(略)	(略)
(7) たかつき認定こども園	(7) たかつき認定こども園
(8) にしあざい認定こども園	(8) きのもと認定こども園
	(9) よご認定こども園
	(10) にしあざい認定こども園

## 条例・教育委員会規則の改正に関する概要説明書

担 当：幼児課

議案番号：第14号

件 名：長浜市通園バス利用要綱の一部改正について

### 第1 提出理由

現行の長浜市通園バス利用要綱では、通園バスの利用を希望する保護者に対し、利用の継続を希望する場合であっても、毎年、新規利用時と同様に申請手続きを行うことを義務付けており、この手続きは、継続して通園バスの利用を希望する保護者にとって、申請書類の準備や記入、提出といった負担となっている。

そのため、保護者と園の事務負担の軽減を図るため、要綱の一部改正を行う。

### 第2 要点

通園バスを利用する際、毎年度申請書を提出していた手続きを省略し、一度申請を行った利用者は、翌年度以降も利用対象者の要件に該当し続ける限り、就学前まで都度申請をすることなく、利用が継続できるようにする。

なお、様式「長浜市通園バス利用申込書」を「長浜市通園バス利用申込書兼変更届」と変更し、バス利用者が利用申請時に限らず、変更届時（バス利用者の連絡先等の変更が生じた際）にも使用できるものとする。

### 第3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

長浜市通園バス利用要綱の一部改正について

長浜市通園バス利用要綱の一部を次のように改正することについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市通園バス利用要綱の一部を改正する告示

長浜市通園バス利用要綱（平成24年長浜市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「利用申込書」の次に「兼変更届」を加え、「年度毎に」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の申込を行った保護者が、次のいずれかに該当したときは、利用申込書兼変更届により、速やかに園長に届け出なければならない。

(1) 乗降場所、緊急連絡先（住所、電話番号等）に変更が生じたとき。

(2) 健康状態その他利用に係る重要な事情に変更が生じたとき。

第4条中「前条」の次に「第1項」を加える。

様式第1号中「

## 長浜市通園バス利用申込書

年 月 日

長浜市立

園長 様

保護者 住 所  
氏 名  
電 話

下記のとおり、長浜市通園バスを利用したいので申し込みます。

園 名	長浜市立 園
ふ り が な 園児名 (性別)	(男・女)
生 年 月 日	年 月 日 (満 歳児)
乗 降 場 所	
利 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日
緊 急 連 絡 先	住 所 氏 名 勤務先名 電 話
備 考	*利用に当たっては、長浜市通園バス利用要綱を遵守します。

」を「

長浜市通園バス利用申込書兼変更届

年 月 日

長浜市立

園長 様

保護者 住 所  
氏 名  
電 話

下記のとおり、長浜市通園バスを利用したいので申し込みます。

下記のとおり、( 月利用からの)変更を届け出ます。

※上記のいずれかにチェックを付けてください。

※変更の場合もすべての欄に記入をお願いします。

園 名	長浜市立 園
ふ り が な 園児名 (性別)	(男・女)
生 年 月 日	年 月 日 ( 歳児)
乗 降 場 所	
利 用 期 間	年 月 日 ~ 小学校就学前まで
緊 急 連 絡 先	住 所 氏 名 勤務先名 電 話
備 考	

\*利用に当たっては、長浜市通園バス利用要綱を遵守します。

」に改める。

附 則  
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

長浜市通園バス利用要綱の一部改正

新旧対照表

新	旧																												
<p>(利用の申込)</p> <p><b>第3条</b> 通園バスを利用しようとする園児の保護者は、長浜市通園バス利用申込書兼変更届（様式第1号。以下「利用申込書兼変更届」という。）により、園児の通園する園の園長へ申し込むものとする。</p> <p><u>2 前項の申込を行った保護者が、次のいずれかに該当したときは、利用申込書兼変更届により、速やかに園長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 乗降場所、緊急連絡先（住所、電話番号等）に変更が生じたとき。</u></p> <p><u>(2) 健康状態その他利用に係る重要な事情に変更が生じたとき。</u></p> <p>(利用の許可)</p> <p><b>第4条</b> 園長は、前条第1項の申込があったときは、その内容を審査し、長浜市通園バス利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を交付し、教育委員会に報告するものとする。</p> <p><b>様式第1号（第3条関係）</b></p> <p style="text-align: center;">長浜市通園バス利用申込書兼変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長浜市立 園長 様</p> <p style="margin-left: 100px;">保護者 住 所 氏 名 電 話</p> <p><input type="checkbox"/>下記のとおり、長浜市通園バスを利用したいので申し込みます。  <input type="checkbox"/>下記のとおり、( 月利用からの)変更を届け出ます。  <small>※上記のいずれかにチェックを付けてください。          ※変更の場合もすべての欄に記入をお願いします。</small></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">園 名</td> <td style="width: 85%;">長浜市立 園</td> </tr> <tr> <td>ふりがな 園児名（性別）</td> <td style="text-align: right;">(男・女)</td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日 ( 歳児)</td> </tr> <tr> <td>乗 降 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利 用 期 間</td> <td style="text-align: right;">年 月 日 ～ 小学校就学前まで</td> </tr> <tr> <td>緊 急 連 絡 先</td> <td>住 所 氏 名 勤務先名 電 話</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table> <p><small>*利用に当たっては、長浜市通園バス利用要綱を遵守します。</small></p>	園 名	長浜市立 園	ふりがな 園児名（性別）	(男・女)	生 年 月 日	年 月 日 ( 歳児)	乗 降 場 所		利 用 期 間	年 月 日 ～ 小学校就学前まで	緊 急 連 絡 先	住 所 氏 名 勤務先名 電 話	備 考		<p>(利用の申込)</p> <p><b>第3条</b> 通園バスを利用しようとする園児の保護者は、長浜市通園バス利用申込書（様式第1号。以下「利用申込書」という。）により、<u>年度毎に</u>園児の通園する園の園長へ申し込むものとする。</p> <p>(利用の許可)</p> <p><b>第4条</b> 園長は、前条の申込があったときは、その内容を審査し、長浜市通園バス利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を交付し、教育委員会に報告するものとする。</p> <p><b>様式第1号（第3条関係）</b></p> <p style="text-align: center;">長浜市通園バス利用申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長浜市立 園長 様</p> <p style="margin-left: 100px;">保護者 住 所 氏 名 電 話</p> <p style="text-align: center;">下記のとおり、長浜市通園バスを利用したいので申し込みます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">園 名</td> <td style="width: 85%;">長浜市立 園</td> </tr> <tr> <td>ふりがな 園児名（性別）</td> <td style="text-align: right;">(男・女)</td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日 (満 歳児)</td> </tr> <tr> <td>乗 降 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利 用 期 間</td> <td style="text-align: right;">年 月 日～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>緊 急 連 絡 先</td> <td>住 所 氏 名 勤務先名 電 話</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td>*利用に当たっては、長浜市通園バス利用要綱を遵守します。</td> </tr> </table>	園 名	長浜市立 園	ふりがな 園児名（性別）	(男・女)	生 年 月 日	年 月 日 (満 歳児)	乗 降 場 所		利 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日	緊 急 連 絡 先	住 所 氏 名 勤務先名 電 話	備 考	*利用に当たっては、長浜市通園バス利用要綱を遵守します。
園 名	長浜市立 園																												
ふりがな 園児名（性別）	(男・女)																												
生 年 月 日	年 月 日 ( 歳児)																												
乗 降 場 所																													
利 用 期 間	年 月 日 ～ 小学校就学前まで																												
緊 急 連 絡 先	住 所 氏 名 勤務先名 電 話																												
備 考																													
園 名	長浜市立 園																												
ふりがな 園児名（性別）	(男・女)																												
生 年 月 日	年 月 日 (満 歳児)																												
乗 降 場 所																													
利 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日																												
緊 急 連 絡 先	住 所 氏 名 勤務先名 電 話																												
備 考	*利用に当たっては、長浜市通園バス利用要綱を遵守します。																												

長浜市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条並びに長浜市社会教育委員設置に関する条例（平成18年長浜市条例第187号）第2条の規定に基づき、次のとおり長浜市社会教育委員を委嘱することについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

委嘱（案）

別紙のとおり

委員の任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

令和8・9年度長浜市社会教育委員

(敬称略)

	区分	氏名	備考	着任歴
1	学識経験者	かんべ じゅんいち 神部 純一	滋賀大学教育学部教授	4期
2	学識経験者	はら みき 原 未来	滋賀県立大学人間文化学部准教授	新任
3	家庭教育関係者	もりかわ ゆうこ 森川 裕子	学校運営協議会委員（びわ南小学校） びわ地区青少年育成会委員	6期
4	家庭教育関係者	かわせ ひろこ 川瀬 寛子	長浜市青少年問題協議会委員	4期
5	家庭教育関係者	なかむら あき 中村 亜紀	読み聞かせボランティア「すずめの学 校」	新任
6	社会教育関係者	おたに さやか 小谷 さやか	長浜市吹奏楽クラブ指導者 市内県立高校吹奏楽部外部講師	新任
7	社会教育関係者	いそぎき しんいち 磯崎 真一	NPO法人はまかる代表 長浜文化芸術ユース会議サポートメン バー	4期
8	社会教育関係者	おたに たかし 大谷 隆	元長浜市生涯学習推進協議会座長	3期
9	社会教育関係者	すずき いっぺい 鈴木 一平	長浜曳山祭伝承委員会委員長 雛子保存会理事	3期
10	社会教育関係者	しみず みねお 清水 峯生	浅井湯田地域づくり協議会会長	3期
11	社会教育関係者	よこた のぞみ 横田 のぞみ	公益社団法人日本3B体操協会指導者 とらひめ認定こども園学校運営協議会	3期
12	社会教育関係者	かわせ げんき 川瀬 元気	長浜市スポーツ少年団常任委員 長浜市スポーツ推進計画委員	新任
13	学校教育関係者	きたべ ていゆう 北辺 禎雄	滋賀県コミュニティ・スクール(CS)アド バイザー	2期

任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年）

※ただし、小・中学校代表の任期は、令和8年5月1日から～令和10年4月30日で、  
新年度の校長会で決定する。

## 長浜市図書館協議会委員の委嘱について

図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び長浜市立図書館条例（平成18年長浜市条例第189号）第10条の規定に基づき、次のとおり長浜市図書館協議会委員を委嘱することについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

## 委嘱（案）

区分	氏名	備考	着任歴
学識経験者	山本 昭和	椛山女学園大学教授	2期目
	小北 晶男	元米原市立図書館長	3期目
	井上 勝	滋賀文教短期大学附属図書館長	2期目
社会教育関係者	鈴木 茂喜	市社会福祉協議会地域福祉部長	2期目
	山内 真紀	長浜市地域活力プランナー	3期目
家庭教育関係者	藤居 みよし	読み聞かせボランティア会員	4期目
	森 治美	南郷里小読書ボランティア 紙風船 会員	2期目

委員の任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

教育委員会の所属職員の任免について

教育委員会の所属職員を別紙のとおり任免することについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

第4期長浜市教育振興基本計画策定に伴うパブリックコメント実施結果の修正について

1. 計画の概要

現在の第3期計画が、今年度末で5年間の計画期間満了を迎えることから、近年の社会情勢や教育環境等の変化により生じた新たな課題等に対応するなど現計画の必要な見直しを行い、次期計画となる第4期長浜市教育振興基本計画を策定します。

2. 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

3. 策定に向けた検討状況

①協議・検討体制

- ・長浜市教育振興基本計画策定委員会(学識経験者等外部委員10名)
- ・庁内職員ワーキングチーム

②概要

- ・基本方針及び基本目標:第3期計画を継承
- ・施策の基本的方向及び具体的な施策  
 施策数(51→38に集約)、指標(より具体的かつ、市民目線での指標となるよう再設定)  
 指標数(53→65に拡充)

4. 検討経過

令和6年11月12日	教育委員会定例会	着手報告
12月11日	総務教育常任委員会	着手報告
令和7年 1月30日	第1回策定委員会	諮問・協議
3月25日	第2回策定委員会	協議
5月22日	第3回策定委員会	協議
7月 4日	第4回策定委員会	協議・骨子決定
9月24日	総務教育常任委員会	経過報告
10月29日	第5回策定委員会	協議・素案決定
11月19日	教育委員会定例会	パブコメ前報告
12月17日	総務教育常任委員会	パブコメ前報告
12月17日	パブリックコメントの実施	令和8年1月16日まで
令和8年 2月 3日	第6回策定委員会	パブコメ回答・計画案協議
2月12日	策定委員会委員長からの答申	計画案として答申
2月18日	教育委員会定例会	計画案として同意
<u>3月 9日</u>	<u>第7回策定委員会</u>	<u>パブコメ回答再協議</u>

5. 今後の予定

<u>3月26日</u>	<u>教育委員会定例会</u>	<u>再協議結果の報告</u>
3月	計画策定	
<u>4月16日</u>	<u>総務教育常任委員会</u>	<u>計画策定の報告</u>

6. パブリックコメントの結果

10人から26件の意見が提出された。

協議・報告(1)  
教育総務課 資料②

## 第4期 長浜市教育振興基本計画(案)にかかるパブリックコメントの実施結果について

◆意見募集期間 令和7年12月17日(水)～令和8年1月16日(金)

◆提出された意見 10人 26件

◆意見内容と意見等に対する市の考え方

NO	該当頁	担当課	意見の要旨	意見等に対する市の考え方
1	1ページ	教育総務課	第1章では理念や進捗管理の方針が示されていますが、長浜市特有の教育課題(ア)少子化(イ)人口減少(ウ)中山間地域の教育条件(エ)教員不足(オ)家庭環境の多様化(カ)不登校の増加が十分に明示されていません。これらは全国共通の課題ではなく、長浜市が特に直面している重要な課題です。しかし第1章では、これらの課題が「計画の根拠」として十分に位置づけられていません。長浜市固有の課題を第1章で明確に示してはどうか。	ご意見を受け、1. 計画策定の趣旨の中に、長浜市特有の教育課題として「本市においては、全国的な傾向と同様に人口減少や少子化が進行しており、園児・児童・生徒の数は年々減少しています。それに伴い、市内の多くの学校や園で小規模化が進み、1学年1学級(単級)や複式学級が存在する学校規模では、教育・保育活動における運営上の課題が生じています。あわせて、教職員不足の現状において、教職員の必要十分な配置や教育課程の充実、教職員の働き方改革など、教育・保育の質を維持・向上する上での限界も指摘されているとともに、家庭環境の多様化や不登校児童生徒数の増加など、学校園を取り巻く状況は複雑化しています。」と追記します。
2	4ページ	教育総務課	進捗管理についても「検証する」と書かれているだけで、誰が・どの指標で・どの頻度で評価するのが不明確です。年1回の進捗報告書の作成と公表を義務化KPI(数値目標)を設定し、達成状況を市民に公開する仕組みを明記していただきたい。	ご意見を受け、5. 計画の進捗管理の中に、「目標値」について、「毎年度当初に教育振興基本計画実施プランを策定し、」と「外部委員による事務評価委員会を開催し、計画に掲げた各施策の進捗管理目標の達成状況などにより、実施した施策や取組の点検及び評価を行います。この結果に関する報告書を作成し、ホームページにて公表するとともに、」と追記します。
3、4、5、6	5ページから	各課	成果と課題が整理されていますが、データ分析が浅く、原因分析が不足しています。(ア)学力の課題(イ)不登校の増加(ウ)教員の多忙化(エ)ICT活用などこれらは「課題」として挙げられているものの、なぜそうなったのか、どの層で深刻なのか、学校間の差はどうかといった分析が不足しています。また、成果の裏側にある「教員の負担増」や「家庭の負担」についての評価が出来ていないと思います。全国・県平均との比較データを追加、学校間・地域間、家庭環境等の格差を分析成果と同時に「負担」も評価し、課題に優先順位をつけていただきたいと思います。	ご意見を受け、次のとおり具体的な施策に、文章を追記・変更します。

## 第4期 長浜市教育振興基本計画(案)にかかるパブリックコメントの実施結果について

◆意見募集期間 令和7年12月17日(水)～令和8年1月16日(金)

◆提出された意見 10人 26件

◆意見内容と意見等に対する市の考え方

NO	該当頁	担当課	意見の要旨	意見等に対する市の考え方
3	8ページ	教育指導課	(ア)学力の課題	<p>具体的な施策(11) 各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施</p> <p><b>【主な取組と成果】</b>                      学力に関する詳細な分析については、市および各学校で継続して実施し、全国学力・学習状況調査の結果・分析は市ホームページで公表しています。そのため、計画案のままとさせていただきたいと思えます。ご意見のとおり、今後も詳細な分析は継続し、その結果を授業改善や学習支援の充実に確実につなげてまいります。</p> <p><b>【今後の課題】</b>                      ・「地域教育資源の発掘・活用や外部機関等との連絡調整、家庭における協力等が必要である。」と追記します。                      ・「長浜市の全国学力・学習状況調査(国語、算数・数学)の結果は、小学校・中学校ともに正答率が全国平均に届いていない。また、正答率の分布を比較すると、低位層の割合が高い。この要因として、個に応じた学習への配慮が不十分で、基礎的な内容の定着が図られていないことが考えられる。子どもたちの主体的な学びを促進するために、長浜スタイルを基にした授業改善を図り、学力向上につなげる必要がある。さらに、日々の授業を通して、教科等で身につける力と子どもたちが学びに向かう力を育む教育を目指すとともに、学校での学びを家庭学習にもつなげる必要がある。」と追記します。</p>
4	7ページ	教育指導課	(イ)不登校の増加	<p>具体的な施策(9) 多様な学びの場を求める子どもや保護者の支援</p> <p><b>【主な取組と成果】</b>                      ・経験の浅い教員や小規模校の教員は、孤立感から過度な負担を抱える傾向にある。特に、学校に対して不適応状態にある児童生徒に対しては、チーム学校として対応する必要がある。必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、作業療法士などの専門家と連携して多面的に見立てを行い、保護者や学校と密かな教育相談を実施し、寄り添う形で伴走を行った。」と追加します。                      ・「こどもサポートルームなないろ」に「(校外教育支援センター)」と追加します。</p> <p><b>【今後の課題】</b>                      ・「不登校やいじめ、虐待等の」児童生徒の課題は多様化・複雑化している。「全国的な傾向と同様、家庭環境の困窮や発達上の特性、精神的ケアを要するケースが増加しており、」と追加します。                      ・「100人あたりの不登校児童生徒数は小学校中学校共に、令和6年度については全国よりやや高い水準である。分析によれば、特に中学校で増加が顕著であり、背景にはコロナ禍以降の登校に対する意識の変化や地域とのつながりの希薄化、さらに集団適応の困難さなど複合的な要因が考えられる。こうした中、」と追加します。                      ・「こどもサポートルームなないろ」に「(校外教育支援センター)」を追加します。</p>

## 第4期 長浜市教育振興基本計画(案)にかかるパブリックコメントの実施結果について

◆意見募集期間 令和7年12月17日(水)～令和8年1月16日(金)

◆提出された意見 10人 26件

◆意見内容と意見等に対する市の考え方

NO	該当頁	担当課	意見の要旨	意見等に対する市の考え方
5	19ページ	教育指導課	(ウ)教員の多忙化	<p>具体的な施策(50) 教職員の働き方改革の推進</p> <p>【主な取組と成果】                      ・「教育委員会への提出書類の精選や校務支援システムの掲示板機能等の活用により、情報共有にかかる時間の圧縮にも成功しており、「令和9年度 月平均超過勤務45時間超え職員0%」を目標に、教員の意識改革も進んでいる。」と追記します。                      ・「保護者との連絡手段のデジタル化は利便性を高めた反面、操作に慣れるまでの負担感はあったものの、徐々に解消しつつある。」と追記します。</p>
	20、62、63ページ			<p>【今後の課題】                      ・「超過勤務時間および基準超過者の割合は横ばい、あるいは微減に留まっており、依然として繁忙期には約7割の職員が基準を超過するなど、長時間勤務の固定化が課題である。特に、教頭等の管理職への業務集中が全体の数値を押し上げている。令和8年度導入の新勤怠システムによる客観的データ分析を軸に、特定の校務分掌に依存しない「チーム担任制」の導入や組織体制の抜本的な転換が求められている。」                      ・「ICT活用による効率化が進む一方で、教材作成等の初期負担やスキル差による教育・業務の質の格差、デジタルとアナログの二重管理といった新たな課題が顕在化している。また、勤務時間外でも連絡が届くことへの心理的圧迫感や、保護者からの要望に対する即時対応への負担感など、デジタル化に伴う精神的疲弊が心配される。園・学校と家庭の双方が納得できる運用の最適化を急ぐ必要がある。」                      ・「業務の効率化や負担軽減が図られつつあるものの、保育者として働くことの魅力ややりがいを感じられる職場づくりや資質向上に向けて、職員の業務改善の意識を高めながら、引き続き取り組む必要がある。」と全体を変更します。</p> <p>あわせて、資料1に本市の教職員の勤務時間等の状況を追加します。</p>
6	10、52、53ページ	教育改革推進課	(エ)ICT活用	<p>具体的な施策(15) 教育の情報化の推進</p> <p>【主な取組と成果】                      ・「大多数の教員が学校教育活動に有用となるICT活用指導力を有しており、全国データとの比較においても、全国値を上回る結果がでている。」と追記します。                      ・「校務の効率化によるクラス担任・教務主任の業務負担の軽減や、デジタル採点システムの利用による教員の採点時間の削減など、」と追記します。</p> <p>あわせて、資料1に学校ICTの活用状況を追加します。</p>

## 第4期 長浜市教育振興基本計画(案)にかかるパブリックコメントの実施結果について

◆意見募集期間 令和7年12月17日(水)～令和8年1月16日(金)

◆提出された意見 10人 26件

◆意見内容と意見等に対する市の考え方

NO	該当頁	担当課	意見の要旨	意見等に対する市の考え方
7	21、22ページ	教育総務課	<p>第3章は理念としては美しいものの、抽象的で、現場が何をすべきかが見えません。                      (ア)「豊かな人間性」(イ)「自立した市民」(ウ)「地域とともに育つ」これらは方向性としては正しいですが、子ども・保護者・教員・地域の役割が整理されていないため、学校現場に落とし込むことが難しい構造となっていると思います。                      また、国の教育振興基本計画との接続も表面的で、長浜市として何をこどもの為に重視するのかが不明確です。                      保護者・地域ごとの「期待される行動」を明示、国の計画のどの部分を特に重視するか明確化していただき、「子どものウェルビーイング」を中心に据えていただきたいと思います。</p>	<p>第3章については本市のめざす姿や教育行政に関する大きな方向性を示しているため、計画案のままさせていただきたいと思います。                      第4章 今後5年間の施策展開の 1. 教育大綱との関係に記載のとおり、6つの基本目標の実現に向けて、11の施策の基本的方向を中心に取組を進めます。                      また、(ア)「豊かな人間性」(イ)「自立した市民」(ウ)「地域とともに育つ」これら子ども・保護者・教員・地域ごとの「期待される行動」については、第4章の各具体的な施策の内容に記載し、国の計画のどの部分を特に重視するかにつきましては、第1章計画策定の趣旨において、「変化の激しい予測困難な時代においても、子どもたちが多様な人々と協力しながら様々な社会的変化を乗り越え、一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現していく力を育成すること」と記載しています。                      ご意見のとおり、計画の実現に向けて、「子どものウェルビーイング」を中心に取組を進めていきたいと考えています。</p>
8	23ページから	教育総務課	<p>第4章(今後5年間の施策展開)について                      第4章は計画の中心ですが、施策がカタログ状で、優先順位・実行性・財源が不明確です。                      改善提案として、(ア)施策に優先順位をつける、(イ)施策ごとのKPI(数値目標)を設定、(ウ)財源・人員計画を明示、(エ)全校共通のCMS(ホームページ更新システム)導入、(オ)ICT支援員の役割拡大(HP更新支援を含む)、(カ)不登校のタイプ別支援モデルの導入</p> <p>特に次の①から⑤の点が問題です。</p>	<p>(ア)本計画に掲げる各教育施策は、いずれも本市の教育振興を図るうえで不可欠なものであり、相互に関連しあいながら教育の質の向上に寄与するものです。各施策の推進にあたっては、社会情勢や教育を取り巻く環境の変化、各年度における課題や財政状況等を踏まえ、重点的に取り組む事項を明確にしながら、総合的かつ計画的に推進してまいります。                      (イ)施策ごとのKPI(数値目標)を設定については、進捗管理目標として数値目標を定めています。(ウ)財源・人員計画については、市の長浜市定員管理基本方針や財政計画に準じて進めていきます。</p> <p>①から⑤の点につきましては、ご意見を受け、次のとおり追記・変更します。</p>
9	46ページ	教育指導課	<p>①教師の能力向上の具体策が弱く研修時間の確保方法が示されていない。また、支援員増員などの体制整備が不十分で、個別最適化に対応するための時間確保策がない。</p>	<p>具体的な施策(36) 多様な研修を体系化し、教師力の向上を図ります</p> <p>・「実践的な研修として、他校園の研究授業への参加等を通じて、授業改善の具体策を学ぶ機会を充実させます。また、柔軟な働き方が可能な夏季にはICT活用や生徒指導など、専門的な研修を実施します。さらに、集合型研修に加え、オンライン研修やオンデマンド研修など、学びの機会の拡充を図ります。教育課題解決力の向上を目指し、保育力、授業力、指導力、マネジメント能力等、今求められている「教師力」を高める研修の充実に取り組みます。」と追記します。</p>

## 第4期 長浜市教育振興基本計画(案)にかかるパブリックコメントの実施結果について

◆意見募集期間 令和7年12月17日(水)～令和8年1月16日(金)

◆提出された意見 10人 26件

◆意見内容と意見等に対する市の考え方

NO	該当頁	担当課	意見の要旨	意見等に対する市の考え方
10	28ページ	教育指導課	②家庭環境の多様化への対応が弱い学習支援・居場所支援の拡充が不十分で経済的困難家庭への支援が体系化されていない。	<p>具体的な施策(7) すべての子どもたちが安心して学ぶ“機会”を提供します</p> <p>・「強化する」                      ・「特に、経済的困難や地域とのつながりの希薄化など、複雑化する家庭環境への対応として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と福祉・労働・医療等の関係部局との連携を一層強化します。具体的には、就学援助による経済的支援の適切な案内や、必要に応じた関係施策への迅速な「つなぎ」を体系化し、家庭の状況に寄り添った包括的な支援体制の充実に努めます。」と追記します。</p>
11	28ページ	教育指導課	③不登校支援が抽象的タイプ別支援モデルがなく、別室登校・オンライン学習の位置づけが曖昧	<p>具体的な施策(7) すべての子どもたちが安心して学ぶ“機会”を提供します</p> <p>・「また、学びの保障に向けて、校内教育支援センター(別室)での柔軟な指導やICTによるオンライン学習支援などを「適切な学習機会」と明確に位置づけ、その充実に努めます。さらに、令和8年4月から学びの多様化学校を開校し、引き続き「こどもサポートルームなないろ(校外教育支援センター)」における取組を進めます。民間施設等とも連携して」                      ・「とともに安心して学ぶ機会の提供に取り組んでいきます。」と追記します。</p>
12	34ページ	教育指導課	④学校文化(挨拶・人間関係)への対策がない地域の方などへ挨拶ができない子ども・教員が増えている現状への言及がない。	<p>具体的な施策(15) 対話とふれあいを通して、道徳教育・人権教育を推進します</p> <p>・「また、挨拶をはじめとした望ましい人間関係づくりを重視し、挨拶を意識した日常的な声かけや対話の機会の充実などを通して、互いを尊重し合う学校文化の醸成に取り組めます。」と追記します。</p>
13	31ページ	教育改革推進課	⑤ICT教育の基盤が整っていない。 (エ)全校共通のCMS(ホームページ更新システム)導入 ※(スマホ対応・テンプレート統一・更新作業の簡素化・教員の負担軽減・情報の標準化) (オ)ICT支援員の役割拡大(HP更新支援を含む)	<p>具体的な施策(11) 授業改善および教職員の働き方改革に資する教育DXを推進します</p> <p>ご提案いただいた(エ)全校共通のCMS(ホームページ更新システム)導入等、(オ)ICT支援員の役割拡大については、教育DXによる工夫改善に含まれるため、計画案のままとさせていただきたいと思っております。                      次年度以降に、ホームページ作成ソフトの統一やICT支援員等による支援を行い、学校ホームページの更新を進めていく予定です。</p>
14	26ページ	幼児課	認定こども園などに、図書費をお願いしたい。 4.5歳からが大事な読書習慣をつけるべき年齢だと思います。大学受験など、読解力が大事になりますので、幼児からの環境を是非、全面に出したアピールもして頂きたいです。	<p>図書購入費につきましては、「具体的な施策(2) 言葉の力の基礎を育成します」の中で掲げる取組を推進するため、公立園では各園への予算配分に加え、園児一人あたりへの予算も配分し、園ごとに子どもに必要な図書を購入し、子どもたちの豊かな言葉の育成に役立っています。また、「長浜市子ども読書活動推進計画」に基づき、各園において、読み聞かせや親子の読書活動などの取組に加え、絵本に親しみやすい環境の整備等を推進し、特色ある取組を実践しています。</p> <p>令和6年度および令和7年度には『子供の読書活動優秀実践園』として文部科学大臣の表彰を受けており、今後もこのような取組の様子を広く発信し、多くの方に届けてまいります。</p>

## 第4期 長浜市教育振興基本計画(案)にかかるパブリックコメントの実施結果について

◆意見募集期間 令和7年12月17日(水)～令和8年1月16日(金)

◆提出された意見 10人 26件

◆意見内容と意見等に対する市の考え方

NO	該当頁	担当課	意見の要旨	意見等に対する市の考え方
15	28ページ	教育指導課	<p>お金に関する学びを増やしてほしい。 将来仕事をして得た給料からどんな税金が引かれどのように使われるかなどの教育や授業も増やしてほしい。</p>	<p>将来を担う子どもたちが、給与や税金といった社会経済の仕組みを学ぶことは、自立した社会人として生活していく上で極めて重要な取組であると認識しております。</p> <p>本計画案への記載につきましては、計画全体の体系を維持するため、特定の学習テーマを独立した項目として新たに盛り込むことはいたしません。本計画案の「施策の基本的方向性2 一人ひとりの可能性を輝かせる柔軟な教育課程を編成します」の中に含まれる取組であると考えております。</p> <p>現在、各学校においては、国が定める学習指導要領に基づき、社会科や家庭科などの授業を通じて、給与の仕組みや納税の義務、税の役割について段階的に指導を行っております。また、税理士等の専門家を講師に招いた「租税教室」の実施など、外部リソースを活用した実践的な教育活動を各校の状況に応じて推進しているところです。</p> <p>今後も、本計画に基づき、既存の教育活動の更なる充実を図るとともに、子どもたちが社会経済の仕組みを正しく理解し、主体的に判断できる力を育めるよう、各学校への支援に努めてまいります。</p>
16	28ページ	教育指導課	<p>特別支援教育の推進について 通級指導の職員数が圧倒的に足りていないように感じます。 中学校の通級指導の先生は、西、東、南中のあわせて1人と聞いています。 通級指導に通えることで、生きにくい、勉強に躓く子が救われます。 小学校ではほんとうにお世話になり助かったのです。 中学生の思春期、反抗期では、少し躓くことが尾を引き大きな問題になるのではと心配しています。</p>	<p>通級による指導を受ける児童生徒の増加に伴い、市としても通級指導教室の増設が必要と考え、これまでから計画的に県教育委員会に教員配置の申請を行ってきたところです。今後も通級による指導を必要とする児童生徒の人数の推移等を把握し、通級指導教室の増設を計画的に進めるとともに、通級指導担当者等の特別支援教育に関わる専門性の向上に努めてまいります。</p> <p>本計画への記載につきましては、本計画の「施策の基本的方向性2の具体的な施策(8)教職員の資質向上により一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります」に含まれる取組であると考えております。</p>
17	31ページ	教育指導課	<p>教育振興基本計画に『郷土愛』に対する方針を追加するべきである。人口減が著しい長浜市にとって、長浜市で出生した子ども達が勉学を終えた後に、帰省した長浜市内の企業で力を発揮してくれるかが、重要であると考え。その為には、義務教育を終え、高校、大学などに進学した後もいずれ長浜市で地域貢献したいと思ってもらえる教育を小さな頃から実施することが重要である。また、英語教育は小学1年生からすべきである。その内容としてはまずは、異文化コミュニケーションから始めるべきと考えます。異文化のコミュニケーションを学ぶことは非常に楽しいと感じてもらえるようなカリキュラムにすることがキーになると思います。小学校1年生から英語(英会話中心)を初めて、英語に対する拒否反応を減らすべきと考えます。英語は単なる受験科目では無く、コミュニケーションツールであることをに早くから認識させるべきと考えます。</p>	<p>「郷土愛」の醸成につきましては、すでに本計画において「基本目標4地域の伝統・文化を生かし、郷土を愛する心を育てます」と掲げており、地域の歴史・文化や産業を学ぶ「ふるさと教育」を推進してまいります。子どもたちが地域社会への誇りと愛着を持ち、将来の地域貢献への意欲を育めるよう、地元企業等とも連携した取組を充実させていく考えです。</p> <p>また、小学校低学年からの英語教育につきましては、早期に異文化へ親しむ重要性は十分に認識しております。現行の学習指導要領に基づきつつ、ALTとの交流やゲーム等を通じた活動を各校の裁量で実施しており、英語をコミュニケーションツールとして楽しく実感できる環境づくりに努めております。なお、本計画においては、英語教育を含む外国語教育の充実につきましては、「基本目標2「真の学力」向上をめざします」に包括的に含んでおり、グローバル化に対応した教育の推進や、異文化理解・コミュニケーション能力の育成に取り組むこととしております。いただいた視点は、今後の施策運用の参考とさせていただきます。</p>

## 第4期 長浜市教育振興基本計画(案)にかかるパブリックコメントの実施結果について

◆意見募集期間 令和7年12月17日(水)～令和8年1月16日(金)

◆提出された意見 10人 26件

◆意見内容と意見等に対する市の考え方

NO	該当頁	担当課	意見の要旨	意見等に対する市の考え方
18	31ページ	教育指導課	<p>基本目標3と4に関連して、具体的には運動会の充実を盛り込んで欲しいです。地域とのつながりが希薄になっている昨今、スクールガードや特別授業での地域探索などがありますが、生徒、保護者、地域の人々が集結できる機会は運動会ぐらいしかなく、その運動会もコロナ後の働き方改革により縮小されたままの学校が多く、親子でお弁当を囲むといったふれあいの場がなくなり、地域の参加もないということは余計に地域とのつながりを絶っていつているようにしか思えません。</p> <p>学校が保護者や地域に開かれた場であり続けるために市としても具体的な策を考慮していただきたいと思えます。地区によっては運動会を午後からも開催し、地域の参加もしている学校もありますが、ごく僅かです。</p> <p>特別な体験を積み重ね、子どもたちの心理的安全性が保て、人間性が豊かになるように、また自分の地域が好きになるように、市や地域、保護者、教員がひとつになる事が大切だと思います。働き方改革によってそれが妨げられせんように、子どもの学ぶ機会を省略しないで欲しいと願います。</p>	<p>学校が地域コミュニティの中心として、子どもたち・保護者・地域の皆様が集い、つながりを深める場であり続けてほしいという切実な思いとして受け止めております。本市としましては、学校は子どもたちが学ぶ場にとどまらず、多世代が交流し絆を育む地域の中心的な存在であると考えており、地域に開かれた学校づくりを一層推進してまいります。</p> <p>ご指摘の運動会につきましては、児童生徒が学習成果を発揮し成就感を味わう場であるとともに、家族や地域の皆様と交流を深める貴重な機会であると認識しております。</p> <p>昨今の実施規模や形態の変更は、働き方改革のみならず、近年の急激な気候変動に伴う熱中症リスクから、児童生徒の健康と命を守ることを最優先とした判断によるものです。また、学校における働き方改革は、行事の精選等を通じて教員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、教育活動の質を向上させることを主眼としております。</p> <p>このように、気候変動への対応や社会情勢の変化、教員の役割の再定義など、学校を取り巻く環境が大きく変化していることから、以前のような一日開催等の形態を本計画に盛り込むことは困難であると考えております。</p> <p>本市としましては、今後も安全な教育環境を確保しつつ、運動会に限定せず、「具体的な施策(18) 地域と学校の連携と協働により「生きる力」を育成します」に掲げるとおり、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の活用等を通じて、子どもたちが地域への愛着を持ち、豊かな人間性を育むことができるよう、時代に即した持続可能な教育活動の充実に努めてまいります。</p>
19	31ページ	教育改革推進課	<p>小中学校のICTを推進されていますが、全て授業に利便性があるとは思いません。実際に子育て世代の周りでも、我が子を見ると文字入力を違ったように変換され、解答に時間がかかり、電波で止まります。算数や理科のように問題を解くようなものはペーパーで解く方がしやすく、ミスもすぐわかり、作業がタブレットのように思わぬ事で止まらないので、やる気も変わると思えます。海外でも、昔は推進していた国もやはり、ペーパーの方が学力向上すると転換されています。県内私立に通う方から聞いても、だんだん昔のようなペーパーが学力向上につながる統計がでており、タブレットにした時とみても全国学力レベルが上がったと聞きます。長浜市でもこれ以上子ども達のやる気を失わないように、学習を楽しめるために、補助教員の斡旋、支援を再度考えて、即行動して頂きたいです。</p> <p>将来を支える子どもたちに、長浜で将来生活したいと思ってもらえるように地域連携も大事な活動だと思います。継続することで結果が出る活動だけに支援をお願いしたいです。</p>	<p>現在、全国でGIGAスクール構想が進む中、長浜市ではデジタルとアナログを最適に組み合わせる「長浜スタイル」を推進しております。</p> <p>北欧等で見られた「揺れ戻し」は、極端なデジタル化による課題でしたが、本市では手で書き思考を深める「紙と鉛筆」の良さ、五感で感じるアナログな体験の良さを大切にすることを前提としています。具体的には、手を動かして問題を解く学習活動や、地域の豊かな自然・文化・人々と直接ふれあう体験活動を継続して実施しています。さらに、全学校に学校司書を配置し、子どもたちが本に親しむ環境を整えるなど、アナログならではの学びを大切に取組を進めています。</p> <p>その上で、1人1台端末には「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に実現できる強みがあります。AI型ドリルソフトによる習熟度に応じた学習や、友だちの考えを瞬時に共有し比較検討する活動は、子どもたちが楽しみながら「真の学力」を育む大きな助けとなります。</p> <p>通信等の課題についてはネットワーク環境の改善を継続し、学びが途切れない環境づくりを進めます。また、ICT活用で校務を効率化し、教員が子どもたち一人ひとりと向き合う時間を確保することも重要な目的です。</p> <p>デジタルとアナログの「いいとこ取り」を追求し、子どもたちが安心して楽しく学べる環境を全力で支えてまいります。</p> <p>いただきましたご意見の内容につきましては、計画案の「具体的な施策(9) 長浜スタイル(自ら学ぼうとする授業)による授業改善に取り組みます」の取組に含まれているため、計画案のままとさせていただきます。</p>

## 第4期 長浜市教育振興基本計画(案)にかかるパブリックコメントの実施結果について

◆意見募集期間 令和7年12月17日(水)～令和8年1月16日(金)

◆提出された意見 10人 26件

◆意見内容と意見等に対する市の考え方

NO	該当頁	担当課	意見の要旨	意見等に対する市の考え方
20	31ページ	教育改革推進課	<p>小学校中学年までのタブレットを用いたICT教育の推進に、疑問を感じます。こどもの手は脳です。タブレットを出す必要のないことまで、タブレットを使わないとできなくなっている子どもがたくさんいると思います。キュビナは全員に強いることでしょうか。視力の低下も、子を持つ親として、とても懸念しています。日本よりも早くICT教育を進めた国々が紙と鉛筆に戻している現実を無視せず、タブレットにどのような危険性、依存性があるのか、そのようなことを学べる場を教員や保護者に向けてもしていただきたいです。長浜スタイルではアナログとデジタルのハイブリッドを謳っていますが、小学校においては、子どもの発達段階を踏まえて、アナログを大切にしたいです。</p>	<p>現在、全国でGIGAスクール構想が進む中、長浜市ではデジタルとアナログを最適に組み合わせる「長浜スタイル」を推進しております。引き続き、子どもたちの発達段階を重視し、手書きや五感で感じるアナログな体験を学びの基盤として大切にまいります。</p> <p>ICT活用はあくまで「真の学力」を育むための手段の一つです。AI型ドリルソフト等の活用も、一人ひとりの習熟度に応じた「個別最適な学び」を支えるための道具であり、一律の強制ではなく、発達に応じた効果的な場面を選択して活用します。視力低下や依存へのご懸念については、情報モラルやデジタルシティズンシップ教育を推進し、教員や保護者の皆様と共に1人1台端末の適切な活用法やリスクを学ぶ機会を設けてまいります。</p> <p>海外の事例も教訓とし、本市の「長浜スタイル」はデジタルとアナログの利点を最適に組み合わせる「ハイブリッド」を指針としています。今後も、子どもたちの心身の健康を最優先に、紙と鉛筆による思考の深まりを尊重しながら、一人ひとりに寄り添った教育環境を整えてまいります。</p> <p>いただきましたご意見の内容につきましては、計画案の「具体的な施策(9)長浜スタイル(自ら学ぼうとする授業)による授業改善に取り組みます」の取組に含まれているため、計画案のままとさせていただきます。</p>
21	34ページ	教育指導課	<p>特に長期休暇明けに、小学生が染髪のまま登校していると耳にしています。中学生ではありませんかと思いませんか。まだ、小学生だからとの判断、ダイバーシティとしての判断かとお見受けしますが、その価値観で6年生まで進んだ生徒は中学校のルールに疑問をもっても仕方ないと思います。</p> <p>いずれにせよ、ルールや価値観の一貫性、なぜそうなのかといった説明の機会の検討、または、成長を見据えた取り組みを検討ください。中学生になった子供にいきなり今までの指導を覆すようなルール遵守指示は少々乱暴ではと思います。こう言った見えにくいコミュニケーションは不登校や精神のバランスに繋がるのではと思います。</p>	<p>本市の小中学校では、児童生徒一人ひとりの個性や自己表現を大切にする観点を基本としつつ、成長段階に応じた指導を行っております。</p> <p>小学校段階では、頭髪について一律の制限を設けず、児童や保護者の判断を尊重することとしております。これは、発達段階として、まずは自分らしさや多様な価値観に触れる経験を通じて、自己肯定感や他者を尊重する心を育むことを重視しているためです。なお、市として積極的に染髪を推奨しているという立場ではございませんが、それぞれの家庭の考えや事情に寄り添った対応を大切にしております。</p> <p>一方、中学校段階では、社会の一員としての自覚を育む重要な時期であることから、集団生活におけるルールやマナーの意義を理解し、自ら考えて行動する力を身に付けることを重視しております。頭髪等に関する一定のルールを設けているのは、単に制限をかけることが目的ではなく、社会に出た際に求められるTPO(時・場所・場合)に応じた判断力や、ルールの中で自己を表現する力を培うためであり、中学生という発達段階において、自律性や社会性を育むための教育的な意義があると考えております。</p> <p>ご指摘のとおり、小学校から中学校への進学に伴うルールの変化が、生徒にとって戸惑いやストレスの原因となり得ることも認識しております。急激な環境の変化が心身の負担とならないよう、小学校高学年の段階から、社会的なマナーやルールの意義について児童が考え、理解を深められるよう、発達段階に応じた丁寧な説明と対話の機会を設けるとともに、小中学校間の円滑な移行に向けた取組を推進しております。</p> <p>今後も、小中学校間の連携を強化し、保護者とも共通理解を図りながら、なぜそのルールがあるのかを児童生徒自身が納得し、主体的に行動できるよう、一人ひとりの成長に寄り添った指導と支援に努めてまいります。</p> <p>なお、こうした具体的な校則等のあり方につきましては、各学校が地域や保護者の皆様の実情に合わせて柔軟に判断していくべき事項であり、「具体的な施策(15)対話とふれあいを通して、道徳教育・人権教育を推進します」の項目において包括的に包含していると考えます。このため、本計画への記載は控えさせていただきますが、いただいたご意見は今後の教育運営における貴重な視点として受け止めてまいります。</p>

## 第4期 長浜市教育振興基本計画(案)にかかるパブリックコメントの実施結果について

◆意見募集期間 令和7年12月17日(水)～令和8年1月16日(金)

◆提出された意見 10人 26件

◆意見内容と意見等に対する市の考え方

NO	該当 頁	担当 課	意見の要旨	意見等に対する市の考え方
22	37 ページ	教育 指導 課	<p>子育ては家庭だけで行うものではなく、社会、環境に育てていただく要素は大きいと思います。最近、マラソン大会を校内だけで行っており、背景に周辺地域からの意見があったとの話を伺いました。</p> <p>道路を走らないとそこがどういう道なのか、信号があるのか、車が多いのかわかりません。それは子供から想像力と判断力を養う機会を奪うことになります。</p> <p>大袈裟かもしれませんが、子供達は教科書からの勉強だけでは大切なものは学べないのではと思います。</p> <p>危ないからハサミを使わせない、危ないから道路を走らせないというのは大人のエゴだと思います。</p> <p>子供への教育は前提は家庭だと考えますので、全てを義務教育、先生にお願いするわけではありません。</p> <p>現在、企業としても、働き方の多様性、子育て世代のサポート充実体制にシフトしています。社会のために、子供達のために、本当の意味で将来につながる環境整備を一緒に取り組めればと思います。</p> <p>何卒、よろしくお願いします。</p>	<p>実社会での体験を通じて想像力や判断力を養うことの重要性、ならびに「社会全体で教育を担う」という力強いご提言を大変心強く感じております。</p> <p>本計画への記載につきましては、現在掲げている基本目標3「学校・家庭・地域のつながりを深め、地域全体の教育力の向上をめざします」という項目において、ご指摘いただいた「社会全体で子どもを育む環境づくり」を包括的に包含していることから、個別の事例(行事の実施形態等)を直接計画に書き加えることはいたしません。</p> <p>学校行事の実施にあたっては安全確保が前提となりますが、過度なリスク回避によって貴重な学びの機会が損なわれないよう、教育的効果とのバランスを検討していくべき課題であると認識しており、各学校が実情に応じて計画し実践しているところです。</p> <p>今後も、本計画に基づき、コミュニティ・スクール等の仕組みを通じて保護者や地域の皆様との対話を深め、地域全体で子どもたちの成長を支える環境整備に努めてまいります。</p>
23	37 ページ	教育 指導 課	<p>小中学部活動、サークルについて</p> <p>小学校にあるにもかかわらず、中学にはない、ダンス、サッカーなどの取組等、現状、一貫性がなく、中学への進学タイミングでモチベーションを削がれている。</p> <p>スポーツ振興という視点においても、小中、または、その先を見据えた取り組みは必要だと考えます。</p> <p>なお、部活動対応の外部委託につきましては賛成ですが、委託先へのコンプラ状況確認や、ハラスメント研修受講義務など、環境、仕組みを整えた上での委託先決定をお願い致します。</p>	<p>ご指摘のとおり、少子化により一つの学校では部活動が成り立たない現状において、中学校の進学とともに子どもたちが望む活動が継続できず活動意欲が低下してしまう可能性があることは、市としても重要な課題であると認識しています。</p> <p>今後は、計画中の施策の基本的方向5でお示した具体的な施策(21) 中学校部活動の地域連携・地域展開を推進しますに基づき、学校だけで完結する部活動から、地域全体で子どもたちの多様な活動機会を支えていく地域展開に取り組み、子ども達が継続性・一貫性のある活動ができる仕組みづくりを進めてまいります。また子ども達が活動する地域クラブ・団体の指導者については、ご提案いただいた現地ヒアリングや指導者講習を実施し、子ども達が安心して活動できる指導体制の確保に努めます。</p>

## 第4期 長浜市教育振興基本計画(案)にかかるパブリックコメントの実施結果について

◆意見募集期間 令和7年12月17日(水)～令和8年1月16日(金)

◆提出された意見 10人 26件

◆意見内容と意見等に対する市の考え方

NO	該当頁	担当課	意見の要旨	意見等に対する市の考え方
24	37ページ	教育指導課	<p>中学校の部活動の地域展開について、平日の活動、活動場所への送迎ができるかどうか、費用の保護者負担、クラブの有無(特にチームスポーツや文化部)などによってしたくてもできないことが出てくると思います。地域展開だけを進めるのではなく、拠点校の中学校の選択制や放課後のスクールバスの運行などできる限り子どもだけで活動場所へ行けるシステム作りなども合わせて考えてください。</p>	<p>ご指摘のとおり、少子化により一つの学校では部活動が成り立たない現状において、中学校の進学とともに子どもたちが望む活動が継続できず活動意欲が低下してしまう可能性があることは、市としても重要な課題であると認識しています。</p> <p>今後は、計画中の施策の基本的方向5でお示した具体的な施策(21) 中学校部活動の地域連携・地域展開を推進しますに基づき、学校だけで完結する部活動から、地域全体で子どもたちの多様な活動機会を支えていく地域展開に取り組み、子ども達が継続性・一貫性のある活動ができる仕組みづくりを進めてまいります。また、多くの指導者の方々が認定講習を受講し、専門的な知識と高い倫理観を持って子どもたちの指導にあたってくださっていることを大変心強く感じております。今後も子ども達が活動する地域クラブ・団体の指導者については、現地ヒアリングや指導者講習を実施し、子ども達が安心して活動できる指導体制の確保に努めます。</p>
25	46ページ	幼児課	<p>記載内容がとても理想的で素晴らしいと思いました。ですが、現状とはかけ離れている理想でしかないように思えます。現に園に通わせていますが、職員の質が低く子どもを見守っているだけで子どもの成長が見られません。むしろ、何か事件事故が起こっても不思議ではない環境と感じています。</p> <p>そこで、現場の質向上を望みます。質向上には、職員の負担軽減と待遇改善が不可欠です。次の点を計画に明記してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人員配置の強化: 支援員・専門スタッフの増員を数値目標で示し、クラス当たりの標準配置を設定。</li> <li>2. 業務効率化: 職員の負担にならないICTによる記録・共有の簡素化と、園内事務の標準化で残業削減。</li> <li>3. 給与・手当の改善: 全国平均まで給与水準の引上げ、資格・役割に応じた手当の拡充、研修参加・行事対応の時間外手当の確実な支給。</li> <li>4. 持ち帰り業務の禁止・監査: 園外業務の原則禁止を規定化し、実態調査と是正のPDCAを毎年度公表。</li> <li>5. 現場の声の反映: 職員代表が参加する協議の定期開催、評価結果のフィードバックと改善計画への反映を仕組み化。</li> </ol> <p>一人に業務が集中する現状では、見守り中心の保育から脱却できません。上記の制度整備により、職員が安心して専門性を発揮できる環境を早急実現してください。</p>	<p>いただきましたご意見については、園における働き方改革ロードマップをもとにした取組等に含まれるため、計画案のままとさせていただきます。</p> <p>本計画には記載しませんが、以下のような具体的な取組を進めております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人員配置の強化については、国の配置基準の他にも、園児の人数や支援の必要なお子さんの数に応じて市の基準として幼児クラスの担任や特別支援加配、調整加配等の職員配置をしています。その他、保育士等が保育業務に専念できるように、事務員、看護師、保育補助員を配置するようにしています。</li> <li>2. 業務の効率化については、令和4年より保育支援システムを本格稼働させ、事務従事時間の削減や園業務のスリム化・効率化により、働きやすい職場づくりに取り組んでいるところです。これらは保育環境の整備や職員の資質向上、園内外活動など就学前教育の充実につながっています。</li> </ol> <p>実際に令和3年から令和7年で時間外勤務者14%減、仕事の持ち帰り25%減と、取組により一定の効果が表れてきています。また、園における働き方改革ロードマップの指標として令和7年度から取り組んでおり、各園においても園の実情に応じた取組を行い改善を図っています。今後も継続的な改善とモニタリングを通じて、働き方改革が進展するよう努めてまいります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 職員の給与につきましては、人事院勧告に基づき国と同等の給与水準で支給しており、幼児教育職などの資格が必要となる職については給与に反映させています。また、研修参加や行事対応など、必要な業務に対しての時間外勤務については、必ず申請による時間外手当を支給しています。</li> <li>4. 持ち帰り業務については推奨していません。</li> <li>4. 持ち帰り業務の禁止・監査と5. 現場の声の反映については、令和3年から職員を対象に働き方アンケートやワークショップを実施して現場の意見や現状把握を行い、改善計画に努めています。また、各園では推進員を選出して各園の実情に応じた業務改善の推進も図っています。</li> </ol>

## 第4期 長浜市教育振興基本計画(案)にかかるパブリックコメントの実施結果について

◆意見募集期間 令和7年12月17日(水)～令和8年1月16日(金)

◆提出された意見 10人 26件

◆意見内容と意見等に対する市の考え方

NO	該当頁	担当課	意見の要旨	意見等に対する市の考え方
26	全体	教育総務課	<p>現場の課題(教師の能力・家庭環境・不登校・学校文化・ICTの遅れ)に対する実効性が不足しています。</p> <p>このままでは、「やるが増えるだけで、現場は変わらない」という結果になる可能性となるかもしれないのでこうした指摘点をできるだけ改善していきたいと思います。</p> <p>教育の原点は、現場にあることを踏まえ各学校の問題点を少しでも解決できる分析を行い新しい計画を目指していただきたいと思ひます。</p>	<p>ご意見を受け、計画を進める中で見えてきた現場の課題については、各学校等の問題点を少しでも解決できるように分析を行い、毎年度の教育振興基本計画実施プランにおいてできる限り反映させ、今計画を実効性のあるものとしていきたいと考えています。</p> <p>現場の課題については、子どもたちが安心して学校生活を送れるように、いじめや不登校を含む様々な問題に対して組織的な対策を強化するとともに、不登校の児童生徒には個別の状況に応じた柔軟な支援を組織的に実施します。特に経済的困難や地域とのつながりの希薄化など、多様化・複雑化する児童生徒の課題については、スクールソーシャルワーカー等の専門家と福祉・労働・医療等の関係部局との連携を一層強化します。</p> <p>また、すべての子どもが自尊感情を高めながら過ごせる教育機会の確保に向けて、学びの保障に向けた柔軟な指導の充実や多様な学びの機会の提供等に取り組むとともに、挨拶を意識した日常的な声かけや対話の機会の充実などを通じた互いを尊重し合う学校文化の醸成などに取り組みます。</p> <p>あわせて、統合型校務支援システムの活用等による教職員の業務負担の軽減をめざすとともに、各現場での個別最適な学びの実現に向けた主体的な研修の推進や支援を行い、今求められている「教師力」を高める研修の充実に取り組みます。</p> <p>当計画に掲げる施策を効果的かつ確実に推進していくため、PDCAサイクルの考え方にもとづき、計画の進捗管理をしっかりと行ってまいります。</p>

## 令和8年3月定例月議会一般質問答弁要旨

※ここに記載されている内容は教育委員会事務局で要約したものです。実際の答弁とは異なる場合があります。

## ■会派代表質問

## (新しい風)01-6 児童生徒の通学路に向けた安全対策について

質問者	中川 勇	答弁者	教育部長	担当課	教育指導課
質問要旨					
<p>通学路の交通安全確保に向けた取組の更なる推進については、過去に登校中の児童に対する死傷事故が発生したことに伴い、文部科学省、国土交通省、警察庁の連名で通知が出されています。その内容は、①緊急合同点検に基づく対策の着実な推進 ②通学路の交通安全の確保に向けた継続的な取組等です。</p> <p>滋賀県においても全国に先駆けて、子どもたちを交通事故から守るために「おうみ通学路交通アドバイザー制度」が設けられていましたが、今日ではその制度はなくなっているようです。県内の都市では国からの通知に併せて、米原市や彦根市等は、通学路交通安全対策推進会議(地域に関係の国県の関係機関や学校関係等で構成)を設置され、危険箇所の随時点検等が行われているようです。そこで、以下の点について質問します。</p> <p>(1) 児童生徒の通学路に向けた安全対策について</p> <p>昨年も、最寄りの小中学校児童生徒たちの登下校の際に、事故等が発生したことがありますが、長浜市では近隣市のような通学路交通安全対策推進会議の設置はされているのか、または、別途独自の形で危険箇所の随時点検等を実施されているのか、お聞きします。</p>					
答弁要旨					
<p>登下校中の児童生徒や保護者を巻き込む交通事故が相次いだことを受け、平成25年に文部科学省、国土交通省、警察庁の連名による「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」の通知が出されました。このことを受け、本市では、平成26年度に「長浜市通学路交通安全プログラム」を策定し、このプログラムに基づき、教育委員会、道路管理者、警察署等の関係機関で構成する「長浜市通学路交通安全対策連絡会」を設置しております。この連絡会は通学路交通安全対策推進会議と同様のものであり、毎年、関係機関と学校が合同で、危険個所の点検や対策の検討等を行っております。</p> <p>通学路の危険個所における具体的な対策として、グリーンベルトやガードポールの設置、横断歩道の設置等、道路の状況を踏まえたうえで検討・協議しております。</p>					

## (恵風会)02-3 中学校の給食費無償化について

質問者	千田 貞之	答弁者	教育部長	担当課	学校給食課
質問要旨					
<p>総務省において昨年12月19日の三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について決定がされた中、給食費の抜本的な負担軽減についても実施がされます。</p> <p>本市においては、2016年2学期より小学校の給食費を無償化しています。全国で10万人以上の市でいち早く実施され子育て世代に対する評価は上がりました。</p> <p>国では、令和8年度より小学校給食費を順次無償化されていきますが、中学校においては、まだ、</p>					

制度の拡充として検討はされますが、未定と報道されています。そこで、本市での小学校給食費の負担が減少することを念頭に、中学校の給食費もいち早く無償化されてはどうか、お尋ねします。

(1) 現状の給食費と支援額について

現状での小学校の給食費と支援される金額 1 か月 5,200 円の支援金額との差はあるのかお尋ねします。

答弁要旨

本市の小学校給食費は、規則により月額 4,500 円と定めております。しかしながら、昨今の物価高騰により給食費のみで材料費をまかなうことが困難な状況であるため、一般財源を上乗せして予算化しており、実質の月額は約 5,000 円となっております。

国の給食費負担軽減事業においては、給食費の規定月額にかかわらず、月額 5,200 円を上限として支援すると示されておりますので、本市の実質的な給食費月額との差額は約 200 円となり、国の支援額の範囲内におさまる見込みでございます。

質問者	千田 貞之	答弁者	教育部長	担当課	学校給食課
-----	-------	-----	------	-----	-------

質問要旨

(2) 中学校の給食費無償化の問題点について

中学校の給食費の無償化について取り組むことへの問題点はあるのかお尋ねします。

答弁要旨

中学校給食費の無償化に市が独自に取り組むとした場合、年間約 1 億 6,200 万円の財源が必要との試算が出ております。学校や学校給食センターをはじめとする教育施設の施設・設備の維持・更新にも多額の財源が必要となっている中、給食費無償化のための財源を恒久的に確保していくことが一番の問題点でございます。

(日本共産党長浜市議団)04-4 誰一人取り残さない「医療ケア児」への支援体制について

質問者	高山 亨	答弁者	教育部長	担当課	幼児課
-----	------	-----	------	-----	-----

質問要旨

児童福祉法の 2016 年改正とその後の 2021 年の医療ケア児支援法の制定で、医療ケア児への支援が「努力義務」から「責務」へと強化されてきました。しかし医療ケア児が安心して育つ環境づくりはこれからです。各自治体でさらなる努力が求められています。子どもに 24 時間つきりの介護育児にならざるをえないその保護者にとっては、精神的に、物理的に、そして経済的に大変な問題を抱え続けます。保育園での受入、小中学校（特別支援学校を含む）での受入、放課後等デイサービスやショートステイ等の受入など、重症心身しょうがい児のこれまでの受入とはまた違った対応支援が求められています。そのことに関連して数点、お伺いします。

(2) 「医療ケア児」の受入保育園等について

医療機関での治療が終われば、家庭で介護者（保護者）が日々医療ケアを行いながらの育児介護となります。訪問看護等の医療・福祉の訪問サービスなどを利用しながらも、保護者が日々の家事をこなす、他の家族の世話をする、収入を得るための仕事に就く、あるいは休息をとる等々、日中に預けら

れる場所（受入施設）の確保がとて重要になります。就学前であれば、当然保育園への入園となりますが、市内の保育園等での医療ケア児の受入の現状について、お伺いします。

答弁要旨

保育園等における医療的ケア児の受け入れにつきましては、公立・民間を含む認定こども園・保育園において看護師を配置し、医療的ケアが必要な園児が安心して通園できる環境を整えているところです。令和8年3月時点では、5園で7名の医療的ケアが必要な園児を受け入れてあります。

一方で、看護師不足等により、年度途中での入所を希望される場合においては、すぐには受け入れが難しいケースもあります。

今後も、受け入れ体制の充実に向けて人材の確保に取り組んでまいります。

(公明党)04-2「学びの多様化学校」を起点に、次期学習指導要領を見据えた教育施策について

質問者	鋒山 紀子	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(1)「学びの多様化学校」への期待について					
4月から開校する「学びの多様化学校」は、不登校児童生徒のためだけではなく、3つの大きな特徴から、まさに子ども一人ひとりのウェルビーイングを追求する、公教育の新しい形ではないかと思えます。まずこの学校の設置を、本市の教育史においてどのような転換点と位置付けておられるのか伺います。					
答弁要旨					
本市はこれまで、校内外教育支援センターの設置やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を通じ、不登校児童生徒に寄り添う支援を積み重ねてまいりました。					
4月に開校する「学びの多様化学校」は、これらを発展させ、居場所と学びを保障し、社会的自立へとつなげる「新たな選択肢」の一つとなります。本市の教育史において、既存の枠組みを超え多様な学びを保障する「公教育の新たな挑戦の始まり」と位置付けております。					
次期学習指導要領を見据え、複数の教科を連携させた「カリキュラム・マネジメント」を確立し、多様性を尊重した柔軟な教育課程を推進します。学びの多様化学校で得られた知見を市全体の学校教育へ還元し、一人ひとりのウェルビーイングを実現する教育施策を強力に展開してまいります。					

質問者	鋒山 紀子	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(2)「自立を支える評価」の在り方について					
文部科学省は「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」において不登校児童生徒が学校外で行った学習成果を成績に反映できるよう、法令改正を行いました。本市においては、数字による序列化ではなく、「社会的自立」をゴールとする考えのもと、取組んでこられたと思えます。「ラボタイム」や学校外での体験活動など、従来のペーパーテストでは測れない「主体的な学び」のプロセスをどのように評価の根拠として認め、生徒の自信(自己肯定感)につなげていくのか、具体的な評価方針を伺います。					
答弁要旨					
学びの多様化学校では、一人ひとりの成長のプロセスを丁寧に見取る評価を基本としてまいります。					

新設教科「ラボタイム」における探究活動や学校外での体験活動についても、生徒が何を考え、何に挑戦し、どのように取り組んだのかといった主体的な学びの過程を、評価の重要な根拠として位置付けてまいります。

そのため、関わる全教職員による観察記録、生徒自身の振り返り、そして学習の過程や作品を計画的に蓄積した学びの記録の三つを評価の根拠として活用してまいります。こうした多面的な評価を通して、生徒一人ひとりの自己肯定感を育み、社会的自立へとつながる確かな力を育成してまいりたいと考えております。

質問者	鋒山 紀子	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(3) 次期学習指導要領の改訂への認識について					
<p>およそ10年ぶりとなる学習指導要領の改訂議論が、国で進められています。次期改訂の柱は「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」であり、本市の「学びの多様化学校」の基本的な考え方に深く共鳴するものと思います。本市として、次期学習指導要領の改訂をどのように認識しておられるのか伺います。</p>					
答弁要旨					
<p>学習指導要領は、子供たちが「何ができるようになるか」「どのように学ぶか」「何を学ぶか」といった目指す学びの姿を示すものであり、各学校の教育活動の基本となるものと認識しております。</p> <p>本市におきましては、子どもが主体的に学ぶ授業スタイルである「長浜スタイル」を推進するとともに、ICT機器を効果的に活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ってまいりました。こうした取組は、国が示す今後の教育の方向性とも一致するものと受け止めております。</p> <p>次期学習指導要領改訂の議論では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実が柱とされるとともに、教育課程の柔軟化や情報活用能力のさらなる育成など、学校現場の実態も踏まえた改善が論点となっていると承知しております。</p> <p>今後も、次期学習指導要領の改訂に向けた国の議論や動向を注視しつつ、授業改善と多様な学びの保障を進め、子どもたちの真の学力の向上につなげてまいります。</p>					

質問者	鋒山 紀子	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(4) 社会全体で支える「未来設計」について					
<p>社会的自立には学校の枠を超えた支援が不可欠です。「未来設計サポート」において、地域の企業や専門家、フリースクール等と連携し、社会全体で子どもたちの多様なキャリアを支える「プラットフォーム」を構築していかれるお考えはあるのか、見解を伺います。</p>					
答弁要旨					
<p>社会的自立の実現には、学校だけでなく、地域や社会全体で子どもたちを支える仕組みが重要であると考えております。</p> <p>学びの多様化学校での「未来設計サポート」においても、地域の人材や企業、高校等と連携しながら、子どもたち一人ひとりが自分らしい将来を描き、自信をもって社会へ踏み出せるよう、開校に向けて準備を進めているところでございます。</p> <p>今後は、こうした連携の輪をさらに広げ、専門家やフリースクール等も含め、社会全体で子どもたち</p>					

の多様なキャリアを支えるプラットフォームの構築について、研究を進めてまいりたいと考えております。

■個人一般質問

01-3 中学校における暴力事案への対応と学校の信頼関係の在り方について

質問者	藤井 登	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
<p>学校において暴力事案が発生した時、警察が介入する場合がありますと聞いております。安全確保を最優先にする姿勢は当然必要であります。</p> <p>そのようなことが学校で起こった時、クラス全体の心のケアやまわりの生徒への配慮が十分であったのか、検証が必要ではないでしょうか。</p> <p>暴力を防ぐことはもちろん重要です。しかし同時に、学校は子どもたちにとって安心できる場所であり、先生と生徒、そして保護者との信頼関係が土台でなければなりません。警察介入が常態化することが、子どもたちの心にどのような影響を与えるのか。学校として、警察を呼ぶ前にできることはなかったのか。そして何より、今後どのように信頼を回復していくのか。以上の観点から質問します。</p> <p>(1) 警察即時介入マニュアルの運用実態について</p> <p>暴力事案発生時に即警察へ通報する運用となっていると聞きますが、その判断基準と具体的なマニュアル内容についてお尋ねします。</p>					
答弁要旨					
<p>各学校の生徒指導マニュアルには、暴力事案が発生した場合、子どもの安全を最優先に、学校がその時々状況を総合的に判断して対応するとあります。</p> <p>具体的には、管理職への報告、校内での組織的な対応、保護者との連携を基本とし、必要に応じて青少年センター・子ども家庭相談センター、警察など外部の専門機関と連携いたします。</p> <p>なお、生命や身体にかかわる緊急性が高いと判断される場合には、速やかに警察へ通報することとしております。</p> <p>警察との連携については、学校警察連携制度に基づき、日頃から情報交換や連絡協議会を通じて関係を構築しており、緊急時にも円滑に対応できる体制を整えているところです。</p> <p>このことは、きずなネットを通じて、保護者にも周知しております。</p>					

質問者	藤井 登	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
<p>(2) 被害生徒及びクラス全体の心のケアについて</p> <p>被害生徒への対応及びクラス全体への心理的ケアはどのように実施するのかお尋ねします。</p>					
答弁要旨					
<p>暴力の被害を受けた児童生徒及びその保護者には、子どもの思いに寄り添いながら対応しております。被害を受けた生徒が安心して学校生活を送れるよう、教員による見守りや必要な配慮を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携し、一人ひとりの状況に応じた細やかなケアに取り組んでおります。</p>					

また、クラス全体では、アンケートや教育相談を通じて、子どもたちの状況を把握しながら、心のケアや良好な人間関係づくり、学級集団の自治的な力の育成などについて、担任だけでなく学校全体で取り組む体制を整えております。

質問者	藤井 登	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(3) 加害生徒への指導と再発防止について 加害生徒には学校としてどのような指導・支援を行うのかお尋ねします。					
答弁要旨					
加害児童生徒への指導・支援については、暴力は絶対に許されないという毅然とした態度で指導に当たるとともに、加害児童生徒の保護者と連携しながら、再発防止に向けた継続的な取組を進めております。 必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携し、加害児童生徒が抱える課題の解消にも努めております。					

質問者	藤井 登	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(4) 保護者への説明と情報共有について 保護者への説明はどのように行われるのかお尋ねします。					
答弁要旨					
保護者との情報共有と行動連携は、生徒指導の基本であると認識しております。 事案が発生した際には、関係する保護者に対して、子どもの思いを踏まえた適切なタイミングでの説明に加え、必要な相談や助言、家庭での対応への協力の依頼なども行っております。 今後も、それぞれの子どもの成長につながるよう、家庭と学校が連携して一人ひとりに向き合うとともに、子どもの変化に早期に気づき、ともに支えることができる体制づくりに取り組んでまいります。					

質問者	藤井 登	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(5) 生徒・教員・保護者の信頼関係の再構築について 今後、教育現場における信頼関係をどのように再構築していくのかお尋ねします。					
答弁要旨					
学校は子どもたちにとって安心できる安全な場所であるべきであり、児童生徒と教員、そして保護者との信頼関係こそが教育の土台であると認識しております。 本市の調査では、「困ったときに先生に相談できる」という肯定的な回答が全国平均を上回っておりますが、これに満足することなく、一人ひとりの子どもが安心して先生に頼れる関係づくりを、引き続き全力で進めてまいります。					

02-1 長浜市における保育園の現状について

質問者	村山 さおり	答弁者	教育部長	担当課	幼児課
質問要旨					
<p>全国的に少子化が進んでおり、当市においても例外ではありませんが、保育園の現状について質問させていただきます。</p> <p>(1) 近年の待機児童の状況について</p> <p>保育園は民間施設も含め、特に0歳児、1歳児、2歳児の申込が増加していると聞いています。そこで、近年の保育園における待機児童の状況について問います。</p>					
答弁要旨					
<p>本市における保育園等の待機児童数につきましては、令和2年4月1日時点で35人であったものが、令和7年4月1日時点では11人と、全体としては減少傾向にあります。</p> <p>しかしながら、共働き世帯や核家族の増加などにより、特に0歳から2歳の低年齢児における保育ニーズは依然として高い水準にあります。今後も待機児童が見込まれることから、引き続き保育士の確保・定着に向けた取り組みを進め、一人でも多くのお子さんが安心して保育を受けられる環境づくりに努めてまいります。</p>					

質問者	村山 さおり	答弁者	教育部長	担当課	幼児課
質問要旨					
<p>(2) 0歳児、1歳児、2歳児の受入状況について</p> <p>0歳児、1歳児、2歳児の保護者から、今現在入所できていても、来年度は受け入れてもらえないという声を聞きます。このような状況が生じている原因について問います。</p>					
答弁要旨					
<p>0歳児、1歳児、2歳児の保護者の方が、翌年度の受け入れについて不安を抱かれていることについては、市としても重く受け止めているところです。</p> <p>大きな要因としては、保育士不足の問題です。保育士の配置基準は子どもの年齢に応じて定められており、特に2歳児以下の乳児クラスにおきましては、より多くの保育士が必要となります。しかしながら、共働き世帯や核家族の増加により低年齢からの保育を希望される方が大変多くなっている一方で、保育士は募集をかけても応募自体が少ないという状況が続いており、受け入れ枠を確保することが困難な状況です。</p>					

質問者	村山 さおり	答弁者	教育部長	担当課	幼児課
質問要旨					
<p>(3) 入園時期について</p> <p>年度途中での入園が困難であることから、復職時期を早めざるを得ないという母親の声を多く聞きます。育児休業制度は子どもが1歳になる日の前日まで取得できる場合が多いものの、保育園への入所を可能にするため、やむを得ず育児休業を早めに切り上げている現状があります。このような状況について、どのようにお考えか問います。</p>					
答弁要旨					
<p>年度途中での入園が困難であることにつきましては、0歳から2歳の就園率が年々増加しており、</p>					

年度途中で受入が困難になったことが大きな要因です。それに加えて、従来は、保護者が育児休業を取得した場合、在園している兄弟は、家庭での保育が可能となるため、年度途中で退園をしていただいていたが、保育の継続の必要性和育児負担の軽減を考慮して、年度末まで引き続き在園できるよう制度を変更したことも要因の一つです。

在園児と新規入所希望者どちらも大切にしながら入所調整を行う必要があり、そのバランスをどう図るかが重要であると考えております。

質問者	村山 さおり	答弁者	教育部長	担当課	幼児課
質問要旨					
(4) 保育士の確保について 保育士の確保に苦慮されている状況があると思いますが、長浜市として独自に取り組んでいる施策があるのか問います。					
答弁要旨					
<p>保育士の確保につきましては、本市においても重要な課題であり、令和8年度からは、保育士を目指す学生に1人あたり200万円を限度に修学資金を貸し付け、市内で保育士として3年勤務することで返還を免除する、「保育士修学資金貸付制度」を県内の市町では初めて創設し、将来にわたって市内で活躍する保育人材の育成・確保に取り組む予定です。</p> <p>その他にも、保育士を必要とする園と、求職者をつなぐ「保育士の就職支援マッチング事業」、奨学金の返済を支援する「保育士等奨学金返還支援事業」や、市外から転入した保育者の家賃の一部を補助する「保育士等宿舍居住支援事業」も継続して取り組みます。</p> <p>また、大学との連携による推薦制度の実施や採用試験の簡素化も行い、受験者の獲得につなげているところです。</p> <p>今後も、保育士の確保と定着を積極的に推進してまいります。</p>					

## 02-2 学校、園への専門職の関わりについて

質問者	村山 さおり	答弁者	教育長	担当課	幼児課
質問要旨					
(1) 長浜市における専門職による学校、園への巡回状況について 長浜市における作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等の専門職による学校、園への巡回の現状について問います。					
答弁要旨					
<p>小学校への巡回現状について、長浜市教育センターでは、発達サポート事業として、作業療法士およびオプトメトリスト、いわゆる見る力や目の働きに関する専門家による学校巡回を実施しております。</p> <p>この事業は、希望する小学校に専門職が訪問し、児童一人一人のアセスメントを行うとともに、個に応じた指導・支援方法について担任をはじめとする教員に対して助言を行うものです。</p> <p>令和7年度の実績といたしましては、作業療法士が市内小学校16校を延べ30回訪問し、オプトメトリストが13校を延べ26回訪問しております。</p> <p>園への巡回現状については、心理士等による巡回相談事業を実施しております。この事業は、園内で支援が必要となる園児に対する支援方策について、心理士等から助言を受け、今後の保育に活かす</p>					

ことを目的としており、公私立園において 24 園を延べ 48 回訪問しております。

質問者	村山 さおり	答弁者	教育長	担当課	幼児課
質問要旨					
<p>(2) 教育と福祉の連携について</p> <p>乳幼児期から学童期への円滑な接続のためには、教育と福祉の連携が重要であるという認識は共通しているものと考えます。現在の連携の状況と今後の展望を問います。</p>					
答弁要旨					
<p>本市では、発達に支援が必要な子供への対応や困難を抱える家庭への支援にあたって、「連携ではなく共同」という意識のもと定期的な連携会議や合同ケース会議を通じた情報共有など、健康福祉部局と教育委員会が連携を図りながら、各ライフステージに応じた支援を行っております。</p> <p>また、就学前の段階では、専門職が各園を巡回訪問し、集団生活への適応支援を行うとともに、保護者の方々からの個別の相談にも対応しており、就学に際しては、園児の支援内容について丁寧引き継ぐなど滑らかな接続を目指しているところです。</p> <p>今後の展望につきましては、乳幼児期に培われた育ちの記録や支援内容を、就学後の学校教育にしっかりと引き継ぐ仕組みをさらに充実させるとともに、支援が必要な子どもや困難を抱える家庭を早期に把握し、学校・保育現場・福祉部門が一体となって切れ目なく支援できる体制の構築に、積極的に取り組んでまいります。</p>					

### 02-3 わかば幼稚園の存続について

質問者	村山 さおり	答弁者	教育部長	担当課	幼児課
質問要旨					
<p>現在、わかば幼稚園の存続についてのお知らせが、園区内の自治会長あてに配布されています。それに関連して質問をさせていただきます。</p> <p>(1) 存続を決定された要因について</p> <p>閉園の決定から存続へと方針が転換された具体的な要因について問います。</p>					
答弁要旨					
<p>わかば幼稚園につきましては、令和 7 年度における 3 歳児の入園者数が 3 名であったこと、今後とも一定規模の園児数確保が難しいと想定されたことにより、令和 8 年度末での閉園案をお示しいたしました。</p> <p>これに対しまして、保護者、地元住民の皆様から様々な声が寄せられたことから、「わかば幼稚園を考える会」を立ち上げ、3 回にわたる会議を重ねてまいりました。その中でのご意見を踏まえ、存続の方針を決定したものです。</p> <p>一方で、市内の公立幼稚園全体を見渡しますと、少子化の進行、保育ニーズの高まりに伴い、各園において園児数の減少傾向が続いており、わかば幼稚園に限らず、幼稚園を取り巻く環境は市全体として厳しい状況にあります。</p> <p>本市といたしましては、子どもたちにとってより良い教育、保育環境の実現を最優先に考え、全市的に園のあり方を検討してまいります。</p>					

質問者	村山 さおり	答弁者	教育部長	担当課	幼児課
質問要旨					
(2) 児童見込人数について 令和8年度児童見込人数が3歳児5人、4歳児3人、5歳児7人の計15名の予定とされていますが、今後増える見込みがあるのか問います。					
答弁要旨					
令和8年度わかば幼稚園の児童見込人数につきましては、3月1日現在、3歳児7人、4歳児2人、5歳児9人の計18人を見込んでいます。 今後の入園数の見通しについては、園区内の学年あたり児童数がおおよそ40数名程度であること、また近年の幼稚園・認定こども園短時部への就園率が20%程度で推移していることを踏まえると、毎年6名から8名程度の新規入園を見込んでいます。 この推計どおりに入園が進めば、現状より増加する見込みですが、あくまでも推計値であるため、実際の入園状況については引き続き注視してまいります。					

質問者	村山 さおり	答弁者	教育部長	担当課	幼児課
質問要旨					
(3) 存続の期間について わかば幼稚園の存続について、今後の期間の見通しが決まっているのか問います。					
答弁要旨					
わかば幼稚園の存続期間につきましては、他の公立幼稚園と同様に現時点において、具体的な期間の見通しは決まっておりません。 今後の園の在り方につきましては、現在策定を進めております「長浜市学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針」の中で、幼稚園だけでなく市内公立園全てを対象として、子どもたちにとってより良い教育、保育環境の実現という観点から、総合的に検討してまいります。					

### 03-6 小中学校の SNS 等でのいじめ問題の把握と不登校への連鎖について

質問者	矢守 昭男	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(1) 小中学校の SNS 等でのいじめ問題の把握と不登校への連鎖について 小中学校の SNS 等でのいじめ問題等については、そのまま不登校へ繋がる事例が多いとお聞きしています。いじめ問題の把握と不登校の連鎖についてお聞きします。					
答弁要旨					
SNSの匿名性や見えにくさから実態把握には課題がありますが、本市では、定期的なアンケートや丁寧な聞き取りを通じ、子どもたちが相談しやすい環境づくりに努めております。 現時点で、SNSによるいじめが不登校につながっているとの報告は受けておりませんが、不登校の背景には複数の要因が絡み合っており、その要因の一つとして今後も注視してまいります。 SNSを含むいじめ事案に対しては、家庭、学校、警察、青少年センター、子ども家庭相談センター等が連携するとともに、未然防止としての教師や保護者への研修、子どもたちへの啓発活動にも取り					

組んでおります。

引き続き、実態把握に努めながら、早期発見・早期対応に取り組んでまいります。

#### 05-1 中学校給食の無償化について

質問者	鬼頭 明男	答弁者	教育部長	担当課	学校給食課
質問要旨					
<p>国の新たな政策により小学校給食費が無償化されることで、本市においても、そこに充てていた財源を他のことに使えるようになりました。保護者の方からも、「小学校給食費の無償化に充てていた財源を中学校無償化に充てて欲しい」との声もあります。この貴重な財源を有効活用し、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、中学校給食費の無償化についてお伺いします。</p>					
(1) 義務教育における学校給食無償化について					
<p>現在、県内の中学校における学校給食の無償化の実施状況は、8市町（近江八幡市、草津市、湖南市、高島市、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町）で行われていると把握しています。また、国の政策として小学校給食の無償化が進められている中、県内の現状についても注目が集まっています。そのため、現在の県内における中学校給食無償化の動向や、無償化を実現するために必要な財政的な措置についてお伺いします。</p>					
答弁要旨					
<p>県内の中学校給食費の無償化の動向につきましては、議員ご指摘の8市町以外において、現時点では新たに実施または検討している市町はございません。</p> <p>なお、本市が中学校の給食費を無償化した場合、現時点での試算では、年間約1億6,200万円の財源が必要となり、実現は難しいと考えております。</p>					

質問者	鬼頭 明男	答弁者	教育部長	担当課	学校給食課
質問要旨					
(2) 中学校給食の無償化について					
<p>中学校給食の無償化を行うことで、経済的な理由で十分な食事がとれない生徒への支援、食育の推進、子育て世代の経済的負担軽減など、多岐にわたる効果が期待できます。学校給食の無償化は、子どもたちの健康や教育環境に直結する重要な課題であり、今後どのように進めて行かれるのか、保護者の方からは、中学校給食の無償化の期待が上がっています。市の見解をお伺いします。</p>					
答弁要旨					
<p>中学校給食の無償化につきましては、昨日の千田議員への答弁で申し上げましたとおりです。低所得者層への支援につきましては、就学援助制度により、給食費を含む学校教育に必要な費用の援助を行っております。今後も制度の周知・活用を徹底し、支援を必要とする家庭に確実に行き渡るよう努めてまいります。</p>					

05-3 自転車の交通違反に対する青切符の導入について

質問者	鬼頭 明男	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
<p>4月1日から、自転車の交通違反に対して青切符が導入されます。この制度は、自転車による交通ルール違反を厳正に取り締まり、安全な交通環境を促進することを目的としています。青切符は、自転車の運転者が信号無視や一時停止無視、無灯火運転などの違反をした際に交付されます。青切符が交付されると、罰金が発生し、反則金を支払う必要があります。新制度により、自転車利用者も交通ルールを守る重要性が一層認識され、事故の減少が期待されています。安全で快適な自転車利用のため、しっかりとルールを理解し、守ることが求められます。一方で、市民への十分な周知徹底と、実効性のある運用が不可欠であると考えます。以下についてお伺いします。</p> <p>(2) 16歳未満への周知と交通マナー教育について</p> <p>青切符の対象は16歳以上ですが、中学生への交通安全教育も重要と考えます。自転車利用が多い中学生に対し、今回の制度導入を機に、交通ルール・マナーの徹底を図るための教育プログラムの内容など16歳未満への周知、交通マナー教育についてお伺いします。</p>					
答弁要旨					
<p>市内の園・小中義務教育学校では、警察署員を講師に招き、交通マナーや安全な自転車の乗り方等について交通安全教室を行っております。</p> <p>その他にも、全校集会や学級活動の時間に児童・生徒へ指導を行ったり、PTAと協力して毎月交通立哨を実施したりするなど、各校の実情に合わせた交通安全指導を継続的に行っております。</p> <p>また、4月から開始される自転車青切符制度の導入については、警察庁ホームページの「自転車ルールブック」や関係機関が発行するチラシなどを通じて、各校へ周知し、それらを活用して指導しているところです。</p> <p>今後も、関係機関と連携しながら、児童生徒が交通ルールを正しく理解し、安全に自転車を利用できるように、交通安全教育の充実に努めてまいります。</p>					

06-2 タブレット教育について

質問者	北川 陽大	答弁者	教育部長	担当課	教育改革推進課
質問要旨					
<p>(1) A I型ドリルソフトの保護者負担について</p> <p>2025年4月からタブレットの教育用A I型ドリルソフトの使用料金月額550円が親御さんの負担になっています。年間6,000円です。この負担による保護者や学校側への影響は何か出ていますでしょうか。</p>					
答弁要旨					
<p>2025年4月より、A I型ドリルソフトの使用料金は月額385円、年額4,620円の保護者負担となっておりますが、現時点ではこれまでのところ保護者や学校側から負担が大きいとの声は出ておらず、大きな影響は出ていないと考えております。</p> <p>しかしながら、昨今の物価高を受け、保護者の経済負担を軽減するため、国の物価高騰対策の交付金を活用し、令和8年度は公費負担とし、保護者の負担がないようにしていきたいと考えております。</p>					

質問者	北川 陽大	答弁者	教育長	担当課	教育改革推進課
質問要旨					
<p>(2) A I型ドリルソフトの導入と継続理由について</p> <p>前述のA I型ドリルソフトですが、このソフトの全額負担は滋賀県では長浜市だけです。保護者の費用負担がありながらもA I型ドリルソフトを採用されている理由をお聞かせください。</p>					
答弁要旨					
<p>デジタルドリルソフトは、県内の多くの市町で採用されており、保護者負担にしている市町は、本市以外に2市あることを確認しております。</p> <p>本市教育の最重要課題は、学力向上です。そのための学力向上策は、効果があるものを導入すべきと考えております。A I型ドリルソフトについては、事前の効果検証を行い、成果がみられたことから、令和3年9月から導入し、現在も継続して利用しております。</p> <p>A I型ドリルソフトの最大の特長は、A Iが児童生徒一人ひとりの理解度に応じた問題を自動的に出題し、個別最適な学びを実現できる点にあります。学校教員からは「子どもが自分のペースで取り組める」、「自分で単元を選んで学習できる」との肯定的な声が届いております。また、大学機関等と連携した分析においても、A I型ドリルソフトの利用と学力調査結果に相関関係が見られ、知識・技能の定着に一定の成果が確認されております。</p> <p>こうした教育効果が得られていることから本ソフトを採用しております。</p>					

#### 10-1 浅見市政2期目について

質問者	竹本 直隆	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
<p>急激な高齢化は、社会保障制度の見直し、労働力や税収の不足、地域活力の低下、地域文化や伝統産業の衰退等、私たちの生活に大きな影響を及ぼすことが考えられます。</p> <p>特に若者の転出超過が目立ち、インフラの老朽化、公共施設の維持管理、地域コミュニティの希薄化にも直面しており、持続可能なまちづくりが求められています。</p>					
<p>(4) 教育改革「長浜スタイル」について</p> <p>浅見市長の「教育は単に知識を詰め込むだけではなく、自ら学んでいく、そんな力を子供たちがつけられるように育てていきます。そして知識だけではなくて、体力や考える力、想像する力、そういった生きる力とか、真の力を育てられるように教育改革を進めています」と述べられています。「長浜スタイル」は成果が出つつあるのかお聞きします。</p>					
答弁要旨					
<p>本市が進める教育改革は、子どもたちが知識の習得にとどまらず、自ら学び、考え、他者と協働しながら課題に向き合う力、いわゆる生きる力を身につけることを目指すものであります。教育委員会としましては、その方法の柱の一つとして、児童生徒主体の授業づくりを目指す「長浜スタイル」による授業改善を推進しているところです。</p> <p>学校現場では、校内研究を通じた授業改善が継続的に進められ、ICTの効果的な活用とともに、個別最適な学びや協働的な学びの充実、児童生徒の学習意欲の向上につながっていると、各学校から報告を受けております。</p> <p>また、全国学力・学習状況調査の質問項目においても、端末の使用頻度が全国平均を上回っている</p>					

ほか、「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか」や「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」等の学びに向かう力に関する項目で肯定的な回答が増加するなど、一定の成果が見られるところです。

授業改善は着実に進んできているものの、多様な教育的ニーズへの対応などの課題もあることから、引き続きエビデンスの把握と検証を行いながら、学校現場への支援を通して、誰一人取り残さない長浜の教育の実現に向け、取組を進めてまいります。

## 10-2 長浜市立湖北中学校の改修工事について

質問者	竹本 直隆	答弁者	教育部長	担当課	教育総務課
質問要旨					
<p>長浜市立湖北中学校の校舎長寿命化改修工事が中止された理由は、主に国が推進する学校、施設の「長寿命化」について、国の方針変更などの影響で交付金が下りないという異例の事態が発生したということでした。そこで市においては、市単独の予算で巨額の改修工事の計画をそのまま進めることが困難と判断されましたが、市内の他の小中学校を含めた、今後の改修工事について2点をお聞きします。</p> <p>(1) 湖北中学校の北校舎について 南校舎は改修工事が終了し、昨年7月1日に引渡しされていますが、北校舎についての対応はどう考えているのかお聞きします。</p>					
答弁要旨					
<p>湖北中学校北校舎の改修につきましては、令和8年度において、エレベーター棟の増築工事および長寿命化改修1期工事に係る接合部の修繕などの関連工事を実施する予定です。</p> <p>なお、中止いたしました北校舎の長寿命化改修につきましては、外壁や給排水の改修、空調の更新など、それぞれの老朽度合いを勘案しながら、部分的な工事に切り分けて実施する方法や、改めて一体的な長寿命化改修として実施する方法など、国庫補助の採択状況も踏まえつつ、最も効果的かつ財政負担の少ない方法を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>いずれにいたしましても、子どもたちが良好な学習環境で学校生活を送ることができるよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。</p>					

質問者	竹本 直隆	答弁者	教育部長	担当課	教育総務課
質問要旨					
<p>(2) 今後の学校、施設の改編について 全国の公立小中学校の半数が建築後40年以上を経過し、そのうち7割が改修を要する状況にあると言われています。さらに児童生徒数の大幅な減少を考慮すると、長浜市においては、統合を含めた再編計画が必要と推察されますが、現状はどのように考えられているのかお聞きします。</p>					
答弁要旨					
<p>全国的に学校施設の老朽化が深刻な課題となっており、本市においても同様の状況となっております。</p> <p>現在、財政負担の平準化を含めた長期的な整備を進めるため、令和3年1月に策定した「長浜市学校施設等長寿命化計画」に基づき、順次取り組んでいるところです。</p>					

一方、現在策定を進めております「長浜市学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定した際には、施設の再編も含めて「長浜市学校施設等長寿命化計画」の内容を見直し、より効果的・効率的な整備を進めてまいりたいと考えております。

### 11-1 滋賀県における新たな加配教員施策への本市の対応について

質問者	岩川 信子	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
<p>(1) 本市における加配教員配置の現状について</p> <p>滋賀県が令和8年4月から実施する新たな加配教員施策の概要と、本市における導入の見通しについてお伺いします。また、本市においては、どの程度の学校への配置が想定されているのか、現時点での考え方についてもお伺いします。</p>					
答弁要旨					
<p>滋賀県が令和8年4月から実施する「WLB（ワーク・ライフ・バランス）枠教員」は、小中義務教育学校において教員が長期間休むことになった場合の学校運営の安定化と、教員の業務負担軽減を目的とした新たな加配制度です。</p> <p>具体的には、教員が長期間休む場合に代替りの教員を探したり、代替りの教員が来るまでの間、休んだ教員の仕事を補ったりするなどの対応を行います。</p> <p>本市への具体的な配置見通しにつきましては、現在、県教育委員会との調整を進めている段階であり、確定的な学校数をお示しできませんが、今後、各学校の実態を踏まえながら、適切な配置が実現できるよう、県と連携して取り組んでまいります。</p>					

質問者	岩川 信子	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
<p>(2) 加配教員に期待される役割について</p> <p>加配教員に求められる具体的な役割はどのようなものを想定しているのか、また学校運営においてどのような効果を期待しているのかお伺いします。</p>					
答弁要旨					
<p>WLB（ワーク・ライフ・バランス）枠教員は2つの役割を担います。</p> <p>1つ目は、市内の学校において教員が長期間休む場合に、学校と連携して代替りに入る教員を探し、調整する役割です。</p> <p>2つ目は、休務補充者が任用されるまでの間、休んでいる教員の補充に入る教員の支援を行うほか、休んでいる教員の業務を直接補充する役割です。</p> <p>これまで本市においても代替教員の確保が困難なため、時には教頭が担任業務を行うなど、現場に大きな負担が生じていました。WLB（ワーク・ライフ・バランス）加配の導入により、長期間、学校を休む教員が生じたときの学校負担を少しでも軽減できるものと期待しております。</p>					

質問者	岩川 信子	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
<p>(3) 加配教員配置の考え方について</p> <p>学校現場では、特別支援教育への対応、不登校やいじめへの対応、外国人児童生徒への支援など、多様な教育課題が存在しています。そのような中で、限られた加配教員をどのような基準で配置し、どのような学校や課題に優先して対応していくのか、本市としての基本的な考え方をお伺いします</p>					
答弁要旨					
<p>滋賀県では、各学校の状況に応じて加配教員の配置が行われています。たとえば、日本語指導加配は外国籍の児童生徒が多い学校に、校内教育支援センターを担当するスペシャルサポートルーム加配やいじめ対応加配は、不登校や生徒指導上の課題が顕著な学校に、特別支援学級の多人数アシスタントは、学級の児童生徒が6名以上のときに配置されます。</p> <p>加配教員の配置は、各学校からの報告や要望をもとに県が判断しています。市教育委員会としても各学校の実態を把握し、必要に応じて県に要望を行っております。今後も、すべての児童生徒が安心して学べる環境づくりに向け、取り組んでまいります。</p>					

質問者	岩川 信子	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
<p>(4) 加配教員の業務負担について</p> <p>制度の趣旨は教員の負担軽減であります。実際の学校現場では、経験豊富な教員が加配教員として配置されることも多く、その経験や専門性から、さまざまな業務や対応を任される場面もあるのではないかと考えます。その結果、加配教員に業務が集中してしまうのではないかと懸念もあります。そこで、加配教員が過度な負担を抱えることのないよう、役割分担や学校内での体制づくりについてどのような配慮を考えているのかお伺いします。</p>					
答弁要旨					
<p>加配教員に業務が集中することへの懸念については、県のルールにより配慮されています。たとえば、加配教員の週あたりの担当授業時数は「12時間」を上限とし、学級担任や教務主任などは担当できないと定められています。</p> <p>市内の加配教員は経験豊富なベテランが多く、業務が特定の教員に偏るリスクもあります。市教育委員会としては、校長のリーダーシップのもと、加配教員の役割を学校内で明確に位置づけることが重要と考えております。</p> <p>具体的には、加配教員が担う業務の範囲をあらかじめ整理し、他の教員との役割分担を明確にした上で、チームとして対応できる体制づくりを各学校に働きかけてまいります。</p>					

## 11-2 教員の働き方改革の推進について

質問者	岩川 信子	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
<p>(1) 本市における教員の働き方改革について</p> <p>文部科学省の調査においても、教員の長時間勤務の実態が指摘されており、特に授業以外の業務の多さが大きな要因となっています。そこでまず、本市における教員の長時間勤務の現状についてお伺いします。</p>					

答弁要旨
<p>月 45 時間を超える時間外在校等時間の割合は、令和 5 年 4 月時点で 71%、令和 6 年 4 月時点で 66%、令和 7 年 4 月時点で 65%となっており、減少傾向にはあるものの、県平均と比べて高い水準にあるものと認識しております。</p> <p>その要因としては、授業準備・教材研究に加え、学校運営に関わる各種会議・保護者対応・報告業務など、授業以外の多岐にわたる業務が挙げられます。これは、文部科学省の調査においても同様の傾向が指摘されているところでございます。</p> <p>こうした状況を踏まえ、働き方改革市町連携会議で県との連携を行っているほか、本市では各職種の代表者を集めて会議を行い「学校における働き方改革ロードマップ」を策定し、業務のデジタル化や授業時数の適正化、部活動の地域展開等の取組を進めております。</p> <p>今後も、令和 9 年度までに月 45 時間を超える時間外在校等時間の解消を目指し、取組を着実に進めてまいります。</p>

質問者	岩川 信子	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
<p>(2) 教員の業務負担軽減に向けた取組について</p> <p>教員の働き方改革を進めるためには、加配教員の配置に加え、業務の見直しや外部人材の活用など、総合的な取組が必要であると考えます。</p> <p>本市では現在、教員の業務負担軽減に向けてどのような取組を進めているのかお伺いします。</p>					
答弁要旨					
<p>本市では、「学校における働き方改革ロードマップ」に基づき、大きく四つの柱により取組を進めております。</p> <p>第一に、業務のデジタル化です。校務支援システム、自動採点システムの導入などにより、事務処理の効率化を図っております。</p> <p>第二に、授業時数の適正化です。教育課程の見直しを通じ、教員一人ひとりの持ち授業数の適正化に取り組んでおります。</p> <p>第三に、外部人材の活用です。スクールサポートスタッフや部活動指導員を配置し、教員が本来の職務に専念できる環境づくりを進めております。</p> <p>第四に、部活動の地域展開です。令和 8 年度から平日の活動時間を短縮するとともに、令和 11 年度からは休日の部活動についても地域クラブ等へ展開できるよう取組を進め、教員の時間外負担の軽減を図っております。</p> <p>引き続き、これらの取組を総合的に推進し、教員が子どもたちの指導により一層専念できる環境の整備に努めてまいります。</p>					

質問者	岩川 信子	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
<p>(3) 今後の教育環境の充実と教員確保について</p> <p>全国的に教員志望者の減少が指摘される中、学校現場では人材確保が大きな課題となっています。</p> <p>教員が安心して働き続けられる環境を整えることは、結果として子どもたちの教育環境を守ることにもつながると考えます。</p>					

本市では、教員不足や教員志望者の減少についてどのように認識しているのか、また、今回の加配教員施策を踏まえ、今後どのように教育体制の充実を図っていくのかお伺いします。

答弁要旨

教員採用試験の倍率は全国的に低下傾向にあり、本市においても講師不足が課題であると認識しております。産前・産後休暇や育児休業の代替講師が見つからないケースも生じており、学校現場における人員確保は厳しい状況です。

市教育委員会としては、今回配置されるワーク・ライフ・バランス枠教員とも連携をとり、休務者が生じる前から補充者確保の準備を進め、現場の負担を軽減したいと考えております。また、滋賀大学教育学部と協定を結び、令和 8 年度からは教員を志す学生の実習やボランティアの受入れを通して人材育成にも努めてまいります。

教員が安心して働き続けられる環境の整備が、結果として子どもたちの豊かな教育環境を守ることから、引き続き教育体制の充実に努めてまいります。

11-3 災害時における学校給食施設を活用した食糧供給体制について

質問者	岩川 信子	答弁者	教育部長	担当課	学校給食課
質問要旨					
(3) 学校給食センターの設備について					
災害時には停電が発生する可能性もあり、調理施設の機能が停止することも懸念されます。本市の学校給食センターにおいて非常用電源や自家発電設備は整備されているのかお伺いします。					
答弁要旨					
非常用電源・自家発電設備の整備状況につきましては、長浜南部学校給食センターにおいては、整備しておりません。					
一方、長浜北部学校給食センターにおいては、炊飯設備に限られますが、対応可能な非常用電源設備を整備しております。					